

# ひとり親家庭のための 福祉のてびき

令和3年度版



## 相模原市

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| <b>1 . 相談のお相手</b>                 |    |
| ・子育て支援センター                        | 4  |
| ・こども家庭相談員                         | 4  |
| ・障害福祉についての相談窓口                    | 5  |
| ・児童相談所                            | 6  |
| ・民生委員・児童委員                        | 6  |
| ・神奈川県立女性相談所                       | 6  |
| ・相模原市配偶者暴力相談支援センター                | 6  |
| ・市社会福祉協議会                         | 7  |
| ・青少年相談センター                        | 8  |
| ・かながわ男女共同参画センター（かなテラス）            | 9  |
| ・かながわDV相談LINE                     | 10 |
| ・各区役所市民相談室、城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター | 11 |
| ・ソレイユさがみ（男女共同参画推進センター）女性相談室       | 12 |
| ・県民の声・相談室                         | 12 |
| ・生活困窮者自立相談支援                      | 13 |
| ・公益社団法人 家庭問題情報センター F P I C（えふぴっく） | 14 |
| ・一般社団法人 日本シングルマザー支援協会             | 14 |
| ・ひとり親家庭等訪問相談事業                    | 15 |
| ・カナ・カモミール                         | 15 |
| <b>2 . 生活援護・年金・税金等の控除</b>         |    |
| ・生活保護                             | 16 |
| ・遺族のための年金                         | 16 |
| ・国民年金保険料の免除・納付猶予                  | 19 |
| ・税の軽減                             | 20 |
| ・未婚のひとり親家庭への寡婦（夫）控除みなし適用          | 21 |
| ・少額預金・少額公債の利子所得の非課税制度             | 22 |
| ・ニュー福祉定期貯金                        | 22 |
| ・JR通勤定期乗車券の割引                     | 23 |
| ・水道料金の減免                          | 23 |
| <b>3 . 福祉資金の貸付・手当等</b>            |    |
| ・母子父子寡婦福祉資金                       | 24 |
| ・母子福祉資金等利子補給                      | 24 |
| ・生活資金一時貸付                         | 26 |

|   |    |
|---|----|
| ・児童扶養手当                                   | 26 |
| ・児童手当                                     | 28 |
| ・特別児童扶養手当                                 | 28 |
| <b>4．仕事のこと</b>                            |    |
| ・相模原公共職業安定所（ハローワーク相模原）                    | 30 |
| ・マザーズハローワーク相模原                            | 30 |
| ・相模原市就職支援センター                             | 31 |
| ・職業技術校                                    | 31 |
| ・自立支援教育訓練給付金                              | 31 |
| ・高等職業訓練促進給付金等                             | 32 |
| ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業                     | 34 |
| ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業                 | 35 |
| <b>5．子どものこと</b>                           |    |
| <相模原市子どもの権利条例について>                        | 36 |
| ・さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）                     | 37 |
| ・認定こども園・保育所等                              | 38 |
| ・児童クラブ                                    | 41 |
| ・ファミリー・サポート・センター                          | 41 |
| ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業）                     | 42 |
| ・児童相談所                                    | 43 |
| ・ひとり親家庭等日常生活支援事業（家事のお手伝い）                 | 44 |
| ・ふれあいサービス                                 | 45 |
| ・地域主体の子どもの居場所づくりの取組紹介<br>（子ども食堂・無料学習支援など） | 46 |
| ・子育て家庭への食材配布                              | 47 |
| <b>6．子どもの学習支援・学費のこと</b>                   |    |
| ・ひとり親家庭等学習支援事業【中学校/家庭教師】                  | 49 |
| ・就学奨励金（就学援助制度）【小中学校/給付】                   | 49 |
| ・高等学校等就学支援金制度【高校/給付】                      | 51 |
| ・県立高等学校等入学検定料等減免制度【高校/免除】                 | 51 |
| ・私立高等学校等生徒学費補助金【高校/給付】                    | 52 |
| ・私立学校生徒学費緊急支援補助金【小中学校・高校/給付】              | 52 |
| ・高等学校奨学金制度【高校/貸付】                         | 53 |
| ・高校生等奨学給付金【高校/給付】                         | 54 |
| ・相模原市奨学金（給付型奨学金）【高校/給付】                   | 54 |
| ・相模原市岩本育英奨学金（給付型奨学金）【高校/給付】               | 55 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ・教育支援資金・就学支度金の貸付【高校・大学/貸付】      | 56 |
| ・高等教育の修学支援新制度【大学/給付】            | 57 |
| ・日本学生支援機構の諸学金（海外留学・協定派遣）【大学/給付】 | 58 |
| ・日本学生支援機構の奨学金（貸与型）【大学/貸付】       | 58 |
| ・あしなが育英会の奨学金【高校・大学/給付・貸付】       | 60 |
| ・国の教育ローン（教育一般貸付）【高校・大学/貸付】      | 61 |
| <b>7．養育費のこと</b>                 |    |
| ・養育費等法律相談事業                     | 62 |
| ・養育費に関する公正証書等作成支援補助金            | 62 |
| ・養育費保証促進補助金                     | 63 |
| ・養育費相談支援センター【厚生労働省委託事業】         | 64 |
| <b>8．医療費のこと</b>                 |    |
| ・ひとり親家庭等医療費助成事業                 | 65 |
| ・小児医療費助成事業                      | 66 |
| ・高額療養費の支給                       | 67 |
| ・入院時食事代の減額                      | 67 |
| <b>9．住宅に関すること</b>               |    |
| ・県営住宅の優遇扱い                      | 68 |
| ・市営住宅の優遇扱い                      | 68 |
| ・あんしん賃貸支援事業                     | 69 |
| <b>10．仲間づくり・施設優待</b>            |    |
| ・一般社団法人 相模原市ひとり親家庭福祉協議会         | 70 |
| ・市立あじさい会館                       | 71 |
| ・市立あじさい会館南分室                    | 71 |
| ・市立あじさい会館緑分室                    | 72 |
| ・相模原市施設利用優遇扱い                   | 72 |
| <b>11．交通遺児のために</b>              |    |
| ・公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部    | 73 |
| ・独立行政法人 自動車事故対策機構の事業            | 73 |
| ・公益財団法人 交通遺児等育成基金               | 74 |
| ・交通遺児への激励金・見舞金                  | 74 |
| ・公益財団法人 交通遺児育英会の奨学金             | 74 |
| ・一般財団法人 道路厚生会 交通遺児修学資金支援事業      | 75 |

\* MEMO

## 1. 相談のお相手

## ・子育て支援センター

- 子育てサービス班 保育所等の利用相談、児童手当、児童扶養手当等の申請をお受けします。
- こども家庭支援班 育児やしつけなど子育てについての様々な相談をお受けするとともに相談内容に応じて専門的な相談機関をご案内します。また、児童虐待の通告や相談をお受けします。
- 療育相談班 ことばや運動の遅れ、落ち着きがないなど、子どもの発達や障害に関する相談をお受けしています。
- 母子保健班 母子健康手帳の交付(妊娠中の相談)、乳幼児健康診査(集団)を実施しているほか、乳幼児や妊産婦等の健康相談や栄養に関する相談や教室を行っています。

## 窓口

|          | 緑子育て支援センター<br>緑区西橋本 5-3-21<br>緑区合同庁舎<br>3階・4階  | 中央子育て支援センター<br>中央区富士見 6-1-1<br>ウェルネスさがみはら 1階<br>(療育相談班のみ中央区陽光台 3-19-2 陽光園内) | 南子育て支援センター<br>南区相模大野 6-22-1<br>南保健福祉センター<br>2・3階 |
|----------|--|---|--|
| 子育てサ-ビス班 | 042-775-8813<br>城山担当 042-783-8060<br>津久井担当 042-780-1420<br>相模湖担当 042-684-3737<br>藤野担当 042-687-5515 | 042-769-9267  | 042-701-7723                                     |
| こども家庭支援班 | 042-775-8815<br>(相談専用)   | 042-769-9221<br>(相談専用)  | 042-701-7700<br>(相談専用)                           |
| 療育相談班    | 042-775-1760   | 042-756-8424  | 042-701-7727                                     |
| 母子保健班    | 042-775-8829   | 042-769-8222  | 042-701-7710                                     |

受付時間 平日 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時

## ・こども家庭相談員

福祉資金の貸付、就業などの生活一般について、ひとり親家庭の自立のための相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

## 窓口及び受付時間

| 窓口          | 所在地           | 電話番号         | 受付時間                     |
|-------------|---------------|--------------|--------------------------|
| 緑子育て支援センター  | 緑区合同庁舎 3階     | 042-775-8815 | 平日<br>午前 9 時 ~<br>午後 5 時 |
| 中央子育て支援センター | ウェルネスさがみはら 1階 | 042-769-9221 |                          |
| 南子育て支援センター  | 南保健福祉センター 3階  | 042-701-7700 |                          |

津久井保健センター(緑区中野 613-2)でも相談をお受けします(火曜日のみ)。希望される人は、事前に緑子育て支援センターへご連絡ください。

## ・障害福祉についての相談窓口

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付や自立支援給付、自立支援医療(更生医療・精神通院)の申請手続きなど、各種障害福祉サービスの相談窓口です。

窓口 お住まいの地区により窓口が異なりますのでご注意ください。

| お住まい        | 窓口          | 備考   |
|-------------|-------------|--|
| 緑区(橋本・大沢地区) | 緑高齢・障害者相談課  | 城山地区の精神保健福祉に関する相談も行います。                            |
| 中央区         | 中央高齢・障害者相談課 |  |
| 南区          | 南高齢・障害者相談課  |  |
| 緑区(城山地区)    | 城山保健福祉課     | 精神保健福祉は、精神障害者保健福祉手帳の申請手続き・交付及び自立支援医療の申請手続きのみを行います。 |
| 緑区(津久井地区)   | 津久井保健福祉課    | 相模湖・藤野地区の精神保健福祉に関する相談も行います。                        |
| 緑区(相模湖地区)   | 相模湖保健福祉課    | 精神保健福祉は、精神障害者保健福祉手帳の申請手続き・交付及び自立支援医療の申請手続きのみを行います。 |
| 緑区(藤野地区)    | 藤野保健福祉課     |  |

| 窓口          | 所在地                              | 電話番号・FAX                           |              |
|-------------|----------------------------------|------------------------------------|--------------|
|             |                                  | 身体・知的福祉班                           | 精神保健福祉班      |
| 緑高齢・障害者相談課  | 緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3階           | 042-775-8810<br>042-775-1750 (FAX) | 042-775-8811 |
| 中央高齢・障害者相談課 | 中央区富士見 6-1-1<br>ウェルネスさがみはら A館 1階 | 042-769-9266<br>042-755-4888 (FAX) | 042-769-9806 |
| 南高齢・障害者相談課  | 南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター 3階       | 042-701-7722<br>042-701-7705 (FAX) | 042-701-7715 |
| 城山保健福祉課     | 緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1階     | 042-783-8136<br>042-783-1720 (FAX) |              |
| 津久井保健福祉課    | 緑区中野 613-2 津久井保健センター 1階          | 042-780-1412<br>042-784-1222 (FAX) |              |
| 相模湖保健福祉課    | 緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2階             | 042-684-3216<br>042-684-3618 (FAX) |              |
| 藤野保健福祉課     | 緑区小淵 2000 藤野総合事務所 2階             | 042-687-5511<br>042-687-4347 (FAX) |              |

受付時間 平日：午前 8 時 30 分 ~ 正午 午後 1 時 ~ 午後 5 時

各精神保健福祉班の受付時間は、午前 9 時 ~ 正午、午後 1 時 ~ 午後 5 時

## ・児童相談所

18歳未満の子どもについて、子育てや発育の面で心配や不安がある、学校等へ行きながら、最近生活が乱れてきた、家庭で育てられないなどでお困りのときは相談してください。

### 窓口

相模原市児童相談所 電話番号 042-730-3500 中央区淵野辺 2-7-2

来所相談の場合は日時の確認のため、事前にお電話ください。

### 受付時間

平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時

## ・民生委員・児童委員

地域における福祉を推進するために活動している人で、地域の皆さんの福祉に関わる相談を受け、市をはじめ関係行政機関の行っているサービスの紹介や、これらの機関への連絡などを行っています。お住まいの地区の民生委員・児童委員をお知りになりたいときは、生活福祉課までお問い合わせください。

窓口 生活福祉課 電話番号 042-851-3170

## ・神奈川県立女性相談所

日常生活上、様々な問題を抱える女性のための電話相談です。  
(配偶者からの暴力に関する相談を除く)

窓口 女性電話相談室 電話番号 0570-550-594 (電話相談専用)

受付時間 平日：午前 9 時～午後 4 時 40 分 祝日、年末年始の場合はお休みです。

## ・相模原市配偶者暴力相談支援センター

配偶者やパートナー等からの暴力について相談を専用電話でお受けします。

窓口 相模原市配偶者暴力相談支援センター DV 相談専用電話 042-772-5990

受付時間 毎日：午前 10 時～午後 5 時 (火曜日・木曜日は午後 6 時まで。)  
毎月第 4 月曜日・年末年始はお休みです。

## ・市社会福祉協議会

「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」を実現するために、市民の参加と協力により、ボランティア活動やふれあいいきいきサロン、子育てサロンなどの住民福祉活動への支援のほか、各種福祉サービス事業(ふれあいサービス、ファミリー・サポート・センター、あんしんセンター等)、資金貸付け(低所得者への生活資金一時貸付け等)等を行っています。

### 窓口

| 窓口                 | 住所                              | 電話番号         |
|--------------------|---------------------------------|--------------|
| 福祉推進課              | 中央区富士見 6-1-20 (あじさい会館 2 階)      | 042-704-6275 |
| さがみはら成年後見・あんしんセンター | 中央区富士見 6-1-20 (あじさい会館 2 階)      | 042-756-5034 |
| 緑区事務所              | 緑区西橋本 5-3-21 (緑区合同庁舎 2 階)       | 042-775-8601 |
| 城山地域事務所            | 緑区久保沢 1-3-1 (城山総合事務所第 1 別館 3 階) | 042-783-1212 |
| 津久井地域事務所           | 緑区中野 633 (津久井総合事務所 3 階)         | 042-784-3393 |
| 相模湖地域事務所           | 緑区与瀬 896 (相模湖総合事務所 3 階)         | 042-649-0202 |
| 藤野地域事務所            | 緑区小淵 2000 (藤野総合事務所 3 階)         | 042-687-3361 |
| 南区事務所              | 南区相模大野 6-22-1 (南保健福祉センター 1 階)   | 042-765-7065 |

### 受付時間

平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時

### ボランティア相談・受付等

| 窓口           | 住所                            | 電話番号         |
|--------------|-------------------------------|--------------|
| 中央ボランティアセンター | 中央区富士見 6-1-20 (あじさい会館 2 階)    | 042-786-6181 |
| 緑ボランティアセンター  | 緑区西橋本 5-3-21 (緑区合同庁舎 2 階)     | 042-775-1761 |
| 南ボランティアセンター  | 南区相模大野 6-22-1 (南保健福祉センター 1 階) | 042-765-7085 |

### 受付時間

平日：午前 9 時～午後 7 時

土曜日・日曜日・祝日：午前 9 時～午後 5 時

中央ボランティアセンターは、日曜日・祝日が閉所です。

## ・青少年相談センター

相談班 青少年（19歳以下）のさまざまな問題について、本人や保護者などから寄せられる相談に応じています。

青少年・教育相談：不登校、性格・行動上の課題、交友関係、いじめ等  
ヤングテレホン相談：青少年の悩み、心配事、不安等

教育支援班 障害等により個別に配慮を要する次年度就学児及び在学児童生徒の就学や教育に関する相談を行っています。

### 相談班の業務内容についての窓口

| 窓口              | 住所                             | 電話番号         |
|-----------------|--------------------------------|--------------|
| 青少年相談センター中央相談室  | 中央区中央 3-13-13                  | 042-752-1658 |
| 青少年相談センター南相談室   | 南区相模大野 5-31-1                  | 042-749-2177 |
| 青少年相談センター城山相談室  | 緑区久保沢 1-3-1<br>(城山総合事務所第2別館2階) | 042-783-6188 |
| 青少年相談センター相模湖相談室 | 緑区与瀬 896 (相模湖総合事務所3階)          | 042-682-7020 |

### 相談班の業務内容についての受付時間

青少年・教育相談 平日：午前9時～午後5時

なお、来所相談の場合は事前に電話予約が必要です。

ヤングテレホン相談 電話相談 042-755-2552 平日：午後3時30分～午後9時

土曜日：午後1時～午後5時

年末年始・祝祭日を除く

メール相談 yantele@city.sagamihara.kanagawa.jp

24時間受付、ただし返信には数日かかります。

### 教育支援班の業務内容についてのお問い合わせ先・受付時間

電話番号 042-704-8917 平日 午前9時～午後5時

## ・かながわ男女共同参画センター（かなテラス）

配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫等に悩む人のため、相談員の対応による電話相談を実施します。また、相談員による相談の結果、専門家による法律相談や精神保健相談を行う場合もあります。

所在地 藤沢市鵜沼石上 2-7-1 県藤沢合同庁舎 2階

### 窓口・受付時間

#### 女性相談員による相談

相談形式 電話相談または面接相談（要予約） 0466-26-5550

相談日 平日：午前9時～午後9時

土曜日・日曜日：午前9時～午後5時

年末年始、祝日を除く 面接相談（予約制）は午後5時まで

#### 女性への暴力相談「週末ホットライン」

相談形式 電話相談 045-451-0740

相談日 土曜日・日曜日：午後5時～午後9時

祝日：午前9時～午後9時

年末年始を除く

#### 多言語による相談

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語による相談

相談形式 電話相談または面接相談（要予約）090-8002-2949

相談日 月曜日～土曜日：午前10時～午後5時

年末年始を除く

面接相談（予約制）は午後4時まで

#### 法律相談

離婚、親権、財産分与など法律上の問題についての女性弁護士による専門相談

相談形式 面接相談（要予約）0466-26-5550

#### 精神保健相談

不安、不眠、落ち込みなどの精神的な問題についての専門相談

相談形式 面接相談（要予約）0466-26-5550

**県では男性のためのDV相談も実施しています。**

&lt; 被害者相談 &gt;

相談形式 電話相談 0570-033-103

相談日 平日：午前9時～午後9時  
年末年始、祝日を除く

&lt; DV に悩む男性の相談 &gt;

相談形式 電話相談 0570-783-744

相談日 月曜日・木曜日：午後6時～午後9時  
年末年始、祝日を除く**・かながわDV相談LINE**

DV・デートDV等に悩む女性からのご相談を、コミュニケーションアプリ「LINE (ライン)」でお受けしています。

相談形式 コミュニケーションアプリ「LINE (ライン)」での受付

相談日 火曜日・木曜日・金曜日・土曜日：午後4時～午後9時

年末年始、祝日を除く

LINEアプリのホーム画面の検索でID「@kanagawa-dv」を検索して追加又はスマートフォン、タブレットで以下の2次元コードを読み取って追加。

**・各区役所市民相談室、城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター**

| 窓口   | 市民相談  | 法律相談<br>(予約制)  | 司法書士相談<br>(当日電話予約)               |
|--|---|--|----------------------------------|
| 緑区役所市民相談室<br>シティ・プラザはしもと<br>(イオン橋本店6階)<br>042-775-1773 | 毎日<br>午前9時～正午<br>午後1時～5時                              | 毎週水曜日 <sup>1</sup><br>午後1時30分～4時<br>第4木曜日 <sup>2</sup><br>午後1時30分～4時 | 第1木曜日 <sup>1</sup><br>午後1時30分～4時 |
| 中央区役所市民相談室<br>市役所本庁舎本館1階<br>042-769-8230               | 平日<br>午前9時～午後5時                                       | 毎週火曜日 <sup>1</sup><br>午後1時30分～4時<br>第1木曜日 <sup>2</sup><br>午後1時30分～4時 | 第4水曜日 <sup>1</sup><br>午後1時30分～4時 |
| 南区役所市民相談室<br>市南区合同庁舎3階<br>042-749-2171                 | 平日<br>午前9時～正午<br>午後1時～5時                              | 毎週金曜日 <sup>1</sup><br>午後1時30分～4時<br>第2木曜日 <sup>2</sup><br>午後1時30分～4時 | 第2水曜日 <sup>1</sup><br>午後1時30分～4時 |
| 城山まちづくりセンター<br>城山総合事務所第1別館1階<br>042-783-8103           | 水曜日<br>午前9時～正午<br>午後1時～5時<br>(事前予約 <sup>2</sup> )     | 第2金曜日 <sup>3</sup><br>午後1時30分～4時                                     |                                  |
| 津久井まちづくりセンター<br>津久井総合事務所本館1階<br>042-780-1400           | 月曜日<br>午前9時～正午<br>午後1時～5時                             | 第3金曜日 <sup>3</sup><br>午後1時30分～4時                                     |                                  |
| 相模湖まちづくりセンター<br>相模湖総合事務所2階<br>042-684-3214             | 第1・3火曜日<br>午前9時～正午<br>午後1時～5時<br>(事前予約 <sup>2</sup> ) | 5・8・10・2月の<br>第4金曜日 <sup>3</sup><br>午後1時30分～4時                       |                                  |
| 藤野まちづくりセンター<br>藤野総合事務所本館1階<br>042-687-5514             | 第2・4火曜日<br>午前9時～正午<br>午後1時～5時<br>(事前予約 <sup>2</sup> ) | 6・9・1・3月の<br>第4金曜日 <sup>3</sup><br>午後1時30分～4時                        |                                  |

1 当日電話予約 2 2週間前から事前電話予約 3 事前予約

緑区役所市民相談室は年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日開所、  
その他の相談室は、土曜日・日曜日・祝日、年末年始は休みです。**< 相談内容 >****市民相談** 夫婦、家族などの日常生活上の悩みごとなどの相談**法律相談(1人20分以内)**

相続や離婚など個人に係る日常生活上の法律全般の相談

**司法書士相談(1人30分以内)**

遺言・相続、離婚、その他民事紛争(請求額140万円以内)についての相談

他にも行政相談、人権相談、税務相談、新築・増改築・修理等の相談、外国人相談、労働相談、行政書士相談、不動産相談、交通事故相談、社会保険労務士相談があります。詳しくは各相談室へお問い合わせください。

## ・ソレイユさがみ（男女共同参画推進センター）女性相談室

**所在地** 緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内（イオン橋本店6階）  
**電話番号** 042-775-1777

| 相談種別                               | 相談時間   | 相談員           |
|------------------------------------|--|---------------|
| 女性のための一般相談<br>（電話・面接）              | 毎日（第4月曜日除く）<br>午前10時～午後5時<br>（火・木曜日は午後6時まで）<br>（面接相談は予約制）    | 女性相談員         |
| 専門相談（予約制）<br>女性のための法律相談<br>（面接）    | 毎月第1・2・3木曜日<br>木曜日が5回ある月は<br>第1・2・4木曜日午後2時～午後4時<br>（1人30分以内） | 弁護士<br>（女性）   |
| 専門相談（予約制）<br>女性のための心の相談<br>（電話・面接） | 毎月第2土曜日及び偶数月第4土曜日<br>午後2時～午後4時20分（1人40分以内）                   | 臨床心理士<br>（女性） |

\* 専門相談は、一般相談の後に必要な人のみ予約できます。

休室日：第4月曜日、12月29日～1月3日

## ・県民の声・相談室

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 県民の声・相談室       | 県央地域県政総合センター<br>相模原市南区相模大野6-3-1<br>（高相合同庁舎1・2階）<br>電話番号042-745-1111 | かながわ県民センター<br>横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2<br>（かながわ県民センター2階）<br>電話番号045-312-1121 |
| 弁護士相談<br>（予約制） | 第1・3木曜日<br>午後1時～午後4時  | 月曜日 午後1時～午後4時<br>火曜日・木曜日<br>午後6時～午後8時30分                             |
| 交通事故に<br>関する相談 | -   | 平日 午前9時～午前12時<br>午後1時～午後4時   |

### < 相談内容 >

弁護士相談 法律が関係する困りごと  
 交通事故に関する相談 交通事故によるトラブルなど

他にもかながわ県民センター県民の声・相談室では、県のしごと相談などがあります。詳しくは、それぞれの県民の声・相談室へお問い合わせください。

## ・生活困窮者自立相談支援

失業等で生活にお困りの人、生活が不安定な人などからの相談をお受けして、生活状況・課題に応じた支援を行います。

〔自立支援相談員（社会福祉士等）、キャリアコンサルタントによる相談支援〕

### 自立支援相談窓口

| 区   | 所在地   | 電話番号         | 担当課     |
|-----|---|--------------|---------|
| 緑区  | 緑区橋本6-2-1<br>総合就職支援センター内<br>（シティ・プラザはしもと6階） | 042-774-1131 | 緑生活支援課  |
| 中央区 | 中央区富士見6-1-20<br>あじさい会館5階                    | 042-769-8206 | 中央生活支援課 |
| 南区  | 南区相模大野6-22-1<br>南保健福祉センター1階                 | 042-701-7717 | 南生活支援課  |

相談により生活状況・課題の整理を行い、個別に次のような支援を行います。

経済的な自立に向けた就労支援

就労に結びつくために必要な準備支援

子どもの学習支援、仲間との出会いや活動が出来る居場所の提供

家計の立て直しに関する支援

離職等で収入が減少し、住居を失うおそれのある人への家賃相当額の給付  
 住居のない人への一時生活支援 など

### < 子どもの学習支援と若者自立サポート事業 >

生活困窮世帯や生活保護世帯の中学生や高校生を対象に、勉強会や進路相談を行うほか、身近な相談相手となることで子供たちの学習意欲の向上や社会性の育成に向けた支援を行います。

また、商店街の空き店舗等を活用して、不登校、高校中退者や定時制、通信制高校に通う子供たちを支援するための居場所を設置し、学習支援のほか、コミュニケーション能力の向上、社会性の育成に向けた支援などを行います。

全日制高校などへの進学を促進、ひきこもりや中退にならないよう高校就学の維持、進路についての支援

ありのままにいられる居場所を確保し、学習支援・学び直しの支援を行うとともに、社会性や他者との関係を育む支援や就労支援などを推進



## ・公益社団法人 家庭問題情報センター FPIC (えふびっく)

離婚や夫婦間・親子間の悩み事等、心の問題についての無料の電話相談をお受けしています。

○電話相談 03-3971-8553 (通話料はご負担ください。)

面会交流についての相談 火曜日・木曜日 正午～午後3時

家庭問題一般についての相談 月曜日・水曜日・金曜日 正午～午後3時

## ・一般社団法人 日本シングルマザー支援協会

相互の連携を強化し、子ども・若者が将来に夢と希望を持って成長する環境づくりを進めるため、相模原市と「包括連携協定」を締結しています。

シングルマザーの自立を目指し、一人ひとりに寄り添いながら、就労支援等を行っており、シングルマザーのための「独自の自立支援プログラム：ひとり親コンシェルジュ制度」を構築するなどして、シングルマザーが活躍できる社会の実現に取り組んでいます。

### 取組

独自の自立支援プログラム(年収アップ)

個別相談・就職支援(年収アップ、メンタル面)

住宅支援(移住定住、住宅探し)

ランチ会(メンバー交流)

各種イベント(メンバー交流・企業交流)

### お問い合わせ

一般社団法人 日本シングルマザー支援協会

電話番号 045-534-8849 (平日 午前10時～午後4時)

メールアドレス info@office-espoir.pupu.jp

## ・ひとり親家庭等訪問相談事業

保護者の方を対象に、ひとり親家庭専門の相談員がご自宅に訪問し、保護者のキャリアアップ等の就労支援、保護者の家計管理、子どものしつけ・進路、簡単な健康管理、結婚や恋愛等、様々な相談に応じます。

1. 実施回数 1回(最大90分程度)

2. 定員 90人(ひとり親家庭等学習支援事業の対象家庭を優先します)

3. 実施場所 対象者の自宅

### 利用できる人

ひとり親家庭等学習支援事業派遣対象児童の保護者

本市在住の児童扶養手当受給者

### 申し込み方法

ひとり親家庭等学習支援事業の申請と同時に申し込んでください。またはひとり親家庭等訪問相談事業申請書(ホームページからダウンロードできます)を子育て給付課 手当給付班へご郵送ください。

ひとり親家庭等訪問相談事業は、一般社団法人日本シングルマザー支援協会に委託しております。

## ・カナ・カモミール

県が運営するひとり親家庭の総合支援情報サイトです。手軽に情報(困ったときの支援情報・こどもの応援情報・情報掲示板など)を得ることができます。

### ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/kanachamomile/top.html>



## 2. 生活援護・年金・税金等の控除

### ・生活保護

高齢、病気、離婚や失業など様々な事情で生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、自立に向けた支援を行います。生活保護の申請は国民の権利です。保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものですので、ためらわずご相談ください。

#### 窓口

| 窓口                    | 所在地                          | 電話番号         | 対象の地区               |
|-----------------------|------------------------------|--------------|---------------------|
| 緑福祉事務所<br>緑生活支援課      | 緑区西橋本 5-3-21<br>緑区合同庁舎 3階    | 042-775-8809 | 緑区（津久井・相模湖・藤野地区を除く） |
| 緑福祉事務所<br>緑生活支援課保護第3班 | 緑区中野 633<br>津久井総合事務所 3階      | 042-780-1407 | 緑区（津久井・相模湖・藤野地区）    |
| 中央福祉事務所<br>中央生活支援課    | 中央区富士見 6-1-20<br>あじさい会館 5階   | 042-707-7056 | 中央区                 |
| 南福祉事務所<br>南生活支援課      | 南区相模大野 6-22-1<br>南保健福祉センター3階 | 042-701-7720 | 南区                  |

### ・遺族のための年金

#### 1 遺族基礎年金

##### (1) 受給資格要件

次のいずれかの人が亡くなったときに、遺族に支給されます。

- ア 国民年金の被保険者
  - イ 国民年金の被保険者であった日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
  - ウ 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人
- ア及びイの場合は、死亡日の前日において納付要件を満たすことが必要です。

##### (2) 納付要件

死亡した月の前々月までの被保険者期間のうち、死亡した人の保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が被保険者期間の3分の2以上あること。

死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した人が65歳未満であれば、3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、死亡した月の前々月までの直近1年間に未納期間がなければよい。

##### (3) 遺族の範囲

死亡当時、その人によって生計を維持されていた次の遺族に限られます。

- ア 子のある配偶者
  - 死亡当時に、イ(ア)または(イ)に該当する子と生計を同一にしている配偶者
- イ 次のいずれかに該当する子（死亡当時に婚姻していない場合）
  - (ア) 18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子
  - (イ) 障害の程度が障害年金の1級か2級の障害の状態にある20歳未満の子

##### (4) 年金額（令和3年度）

780,900円 + 子の加算

子の加算は、第1子・第2子 各224,700円  
第3子以降 各74,900円

子が遺族基礎年金を受給する場合は、第2子以降について加算があり、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子の数で除して得られた額となります。

##### (5) 窓口

国保年金課（電話番号 042-769-8228）

緑区役所区民課、南区役所区民課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター

#### 2 寡婦年金

国民年金の第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上ある夫が、いずれの年金も受けずに亡くなったときに、妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

##### (1) 妻の要件

- ・夫の死亡当時、夫によって生計を維持されていたこと。
- ・夫婦の婚姻期間が10年以上あること。
- ・夫の死亡当時65歳未満（妻自身の老齢基礎年金受給前）であること。

##### (2) 年金額

夫の死亡日の前月までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての期間から、老齢基礎年金の計算方法により算出した額の4分の3に該当する額

##### (3) 窓口

国保年金課（電話番号 042-769-8228）

緑区役所区民課、南区役所区民課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター

### 3 死亡一時金

#### (1) 受給資格要件

死亡した月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上ある人が、いずれの年金も受けずに亡くなったときに、遺族に支給されます。(遺族基礎年金が支給されるときは、支給されません。)

#### (2) 遺族の要件

死亡当時に生計を同一にしていた遺族のうち、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で優先順位の高い人に支給されます。

#### (3) 一時金の額

国民年金保険料納付済期間に応じた額

#### (4) 窓口

国保年金課(電話番号 042-769-8228)、緑区役所区民課、南区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南を除く)、各出張所

### 4 遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または被保険者であった人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます

#### (1) 要件

次のいずれかの人が亡くなったときに支給されます。

ア 被保険者または、被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に亡くなった人。(死亡日の前日において保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が被保険者加入期間の3分の2以上あること。ただし、死亡日が令和8年3月末日までのときは、亡くなった人が65歳未満であれば、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。)

イ 1級・2級の障害厚生年金・障害共済年金を受給している人

ウ 老齢厚生年金等の受給資格期間が25年以上ある人

#### (2) 遺族の範囲

死亡した人によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫および祖父母妻以外には年齢等の制限があります。

遺族厚生年金を受給できる「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金の支給要件を満たす場合には、遺族基礎年金も併せて支給されます。

次のいずれかに該当する人には、遺族厚生年金のみが支給されます。

ア 子のない妻

夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族年金は、5年間の有期給付となります。

イ 55歳以上の子のない夫、父母、祖父母(遺族厚生年金は60歳から支給)

ウ 次のいずれかに該当する死亡当時に婚姻していない孫

(ア) 18歳到達年度の末日を経過していない孫

(イ) 障害の程度が障害年金の1級か2級の障害の状態にある20歳未満の孫

#### (3) 受給権者の順位

遺族のうち、子のある妻(子のある55歳以上の夫)、子、子のない妻、子のない55歳以上の夫、父母、孫、祖父母の順で優先順位の高い人に支給されます。

#### (4) 遺族厚生年金の年金額

老齢厚生年金の額(報酬比例の年金額)の4分の3に相当する額

死亡当時40歳以上の子のない妻が遺族厚生年金を受けるときは、40歳から65歳までの間、中高齢の寡婦加算が加算されます。

#### (5) 窓口

日本年金機構年金事務所、街角の年金相談センター

### ・国民年金保険料の免除・納付猶予

国民年金には、収入の減少や失業等により保険料を納付することが難しい場合や出産をされたときに保険料を免除または納付猶予する制度があります。申請・届出が必要です。詳細は窓口にお問い合わせください。

【法定免除】生活保護(生活扶助)・障害基礎年金等を受けている人

【申請免除】本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の人

【納付猶予】50歳未満の本人、配偶者の前年所得が一定基準以下の人

【学生納付特例】学生本人の前年所得が一定基準以下の人

【産前産後免除】出産(予定)日が平成31年2月1日以降の人(出産予定日の6か月前から届出できます。)

#### 窓口

国保年金課(電話番号 042-769-8228)緑区役所区民課、南区役所区民課各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南を除く)、各出張所

## ・税の軽減

本人がひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が500万円以下の人は、ひとり親控除又は寡婦控除が受けられます。ひとり親及び寡婦とは、それぞれ次の要件を満たす人をいいます。

| ひとり親控除 |          |
|--------|----------|
| 所得税控除額 | 市・県民税控除額 |
| 35万円   | 30万円     |

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、  
生計を一にする子 がいる単身者

| 寡婦控除   |          |
|--------|----------|
| 所得税控除額 | 市・県民税控除額 |
| 27万円   | 26万円     |

以外の寡婦  
・夫と離別し、子以外の扶養する親族がいる  
・夫と死別した

生計を一にする子...1月1日から12月31日まで(市・県民税の場合課税年度の前年)の総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない子

ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は控除の対象外となります。

ひとり親、寡婦に該当するかどうかについては、前年の12月31日の現況により判定されます。

### 手続き

給与の支払いを受けている人は、勤務先へ申し出てください。その他の人は、所得税又は市・県民税の申告の際に控除の適用を受けてください。

上記ひとり親控除、寡婦控除が受けられる人で、合計所得金額が135万円以下(給与所得の場合、収入が204万4千円未満)の人は市・県民税が課税されません。

詳細についてのお問い合わせ 所得税は相模原税務署 電話番号 042-756-8211(代)  
市・県民税は市役所市民税課 電話番号 042-769-8221(直)

## ・未婚のひとり親家庭への寡婦(夫)控除みなし適用

次の事業について、寡婦(夫)控除をみなし適用しています。適用を受けるために申請を必要とする事業もあります。詳細は担当課にお問い合わせください。

寡婦(夫)控除がみなし適用されるのは、令和2年度分市・県民税(令和元年分所得税)までです。税制改正により令和3年度からは未婚のひとり親もひとり親控除が適用されることとなります。詳しくは20ページをご覧ください。

| みなし適用対象事業                             | 受付・相談窓口                 |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 助産施設入所者負担金                            | 緑子育て支援センター 042-775-8813 |
| 特定教育・保育施設利用者負担額                       | 城山担当 042-783-8060       |
| 保育所、認定こども園を利用する2号・3号認定こどもに限る          | 津久井担当 042-780-1420      |
| 特定地域型保育事業(家庭的・小規模・事業所内・居宅訪問型保育)利用者負担額 | 相模湖担当 042-684-3737      |
| 病児・病後児保育事業                            | 藤野担当 042-687-5515       |
| 児童クラブ育成料                              | 中央子育て支援センター042-769-9267 |
| 市営住宅家賃                                | 南子育て支援センター 042-701-7723 |
| 児童扶養手当                                | 保育課 042-769-8340        |
| 小児医療費助成事業                             | こども・若者支援課 042-769-9227  |
| ひとり親家庭等医療費助成事業                        | 市営住宅課 042-769-8256      |
| 母子生活支援施設入所者負担金                        | 子育て給付課 042-769-8232     |
| 子育て短期支援事業                             | 子育て給付課 042-704-8908     |
| 小児慢性特定疾病医療費助成                         | 緑子育て支援センター 042-775-8815 |
| 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業                  | 中央子育て支援センター042-769-9221 |
| 未熟児養育医療費給付事業                          | 南子育て支援センター 042-701-7700 |
| 自立支援医療(育成医療)                          | こども家庭課 042-769-8345     |
| 精神障害者入院医療援助金(精神障害者)入院費用の徴収            | 緑子育て支援センター 042-775-8829 |
| 結核児童療育給付事業                            | 城山担当 042-783-8060       |
| 結核医療費負担金                              | 津久井母子保健班 042-780-1420   |
| 感染症医療費負担金                             | 相模湖担当 042-684-3737      |
| 特定医療費(指定難病)医療費助成                      | 藤野担当 042-687-5515       |
|                                       | 中央子育て支援センター042-769-8222 |
|                                       | 南子育て支援センター 042-701-7710 |
|                                       | 精神保健福祉課 042-769-9813    |
|                                       |                         |
|                                       | 感染症対策課総務班 042-769-7201  |
|                                       | 疾病対策課難病対策班 042-769-8324 |

## ・少額預金・少額公債の利子所得の非課税制度

預貯金等・公債（国債及び地方債）の利子がそれぞれ元本 350 万円を限度として非課税になります。

### 利用できる人

- ・遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻
- ・寡婦年金（母子年金を含む）の受給者
- ・遺族厚生年金（遺族年金及び通算遺族年金を含む）の受給者である被保険者の妻
- ・遺族共済年金（遺族年金及び通算遺族年金を含む）の受給者である被保険者の妻
- ・児童扶養手当の受給者である児童の母
- ・身体障害者手帳の交付を受けている身体上の障害がある人
- ・その他これらに準ずる人

### 手続

最初に預入、信託又は、購入をする日までに確認書類（年金証書・児童扶養手当証書・住民票の写し・マイナンバー（個人番号）カード又は通知カード・身体障害者手帳等）を持って各金融機関（金融商品取引業者及び勤務先預金の受入者を含む）の窓口で申請してください。

詳細については各金融機関にお問い合わせください。

## ・ニュー福祉定期貯金

### 内容・利用できる人

年金または手当等の支給を受けている人が、通常より高い利率で貯金できます。

- ・障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者
- ・児童扶養手当等の受給者

**預入期間** 1年

**貯金の利率** 預入期間1年の定期貯金の利率（預入時）+ 0.10%

**預入限度額** お一人様 300万円まで

### 手続

確認書類（年金証書・児童扶養手当証書等）を持って、ゆうちょ銀行の窓口で申請してください。詳細についてはゆうちょ銀行の窓口にお問い合わせください。

## ・JR通勤定期乗車券の割引き

### 内容・利用できる人

児童扶養手当を受けている人又は同一世帯の家族がJRの「通勤定期乗車券」を購入する場合は、3割引きとなります。通学定期との併用はできません。

### 手続

まず、各区の子育て支援センターで「特定者資格証明書」の交付を受けます。

次に、交付された特定者資格証明書を用いて、「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けます。郵送による申請も可能です。特定者用定期乗車券購入証明書交付申請書と切手を貼った返信用封筒を子育て給付課に送付してください。

通勤定期乗車券購入時には、交付された「特定者用定期乗車券購入証明書」をJRの窓口へ提出してください。

### 必要書類等

- 特定者資格証明書 有効期限は発行日から1年間です。  
児童扶養手当証書・制度を利用する本人の写真（4×3センチ）・印鑑
- 特定者用定期乗車券購入証明書 有効期限は発行日から半年間です。  
特定者資格証明書・児童扶養手当証書・印鑑

## ・水道料金の減免

### 内容・利用できる人

児童扶養手当を受けている人のいる世帯について、水道料金のうち基本料金と基本料金に係る消費税相当額が減免されます。水道営業所等が減免申請書を受付した翌月以降の最初に行われる量水器の点検に係る水道料金から減免適用となります。

### 手続

児童扶養手当証書・お客さま番号のわかるもの（上下水道料金の領収書等）を持って所轄区域の水道営業所等へ。

相模原水道営業所 電話番号 042-755-1132（中央区光が丘 2-18-56）

相模原南水道営業所 電話番号 042-745-1111

（南区相模大野 6-3-1 県高相合同庁舎内）

津久井水道営業所 電話番号 042-784-4822（緑区中野 252-1）

津久井土木事務所簡易水道班 電話番号 042-780-8210

（緑区中野 633 津久井総合事務所別館 2階）

住所変更があった場合は、改めて申請が必要となります。

### 3. 福祉資金の貸付・手当等

#### ・母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立やその子どもの福祉の増進を目的とした資金です。高校・大学等の入学資金や授業料、就職するために必要な知識・技能の資格取得のための資金等を、無利子または年 1.0%の利子で借りることができます。

#### 利用できる人

次の全ての項目に該当していることが必要です。

- ・ 65 歳未満で、市内に居住していること
  - ・ 母子・父子家庭又はそれに準ずる家庭であること
  - ・ 返済意思及び返済能力があること
  - ・ 各資金の諸条件を満たしていること
- 連帯保証人をお願いする場合があります。  
ご家庭の状況によっては利用できない場合があります。  
資金によっては、所得制限があります。

#### 手続

各資金の詳細な内容、申請手続、必要書類等、詳しくはお住まいの区のこども家庭相談員にお問い合わせください

#### 窓口及び受付時間

| 窓口          | 電話番号         | 受付時間                  |
|-------------|--------------|-----------------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 平日<br>午前 9 時 ~ 午後 5 時 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 |                       |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 |                       |

津久井保健センターでも相談をお受けします(火曜日のみ)。希望される人は、事前に緑子育て支援センターへご連絡ください。

#### ・母子福祉資金等利子補給

母子父子寡婦福祉資金の 1 月から 12 月までの償還を納期限内に完了した人に利子補給をします。

#### 手続

利子補給金の支給を受けようとするときは、2 月中に申請書を提出していただきます。  
担当 子育て給付課 電話番号 042-769-8232

#### 母子父子寡婦福祉資金一覧表

令和 3 年 4 月現在

| 資金名  | 内容   | 貸付対象            | 貸付限度額(円)                                     | 据置期間                                | 償還期間  |
|------|--|-----------------|--|-------------------------------------|---|
| 事業開始 | 事業を開始するために必要な設備等の購入資金                              | 母・父<br>寡婦       | 3,030,000                                    | 1 年                                 | 7 年   |
| 事業継続 | 現在継続中の事業に必要な商品・材料等を購入するために必要な資金                    | 母・父<br>寡婦       | 1,520,000                                    | 6 か月                                | 7 年   |
| 技能習得 | 知識・技能を習得するために必要な資金                                 | 母・父<br>寡婦       | 月額 68,000                                    | 習得後<br>1 年                          | 10 年  |
| 就職支度 | 就職に必要な洋服等の購入資金                                     | 母・父<br>児童<br>寡婦 | 100,000                                      | 1 年                                 | 6 年   |
| 住宅   | 住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金                    | 母・父<br>寡婦       | 1,500,000                                    | 6 か月                                | 6 年   |
| 転宅   | 住居を移転するため、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金                        | 母・父<br>寡婦       | 260,000                                      | 6 か月                                | 3 年   |
| 医療介護 | 保険診療の自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金又は介護を受けるために必要な資金       | 母・父<br>児童<br>寡婦 | 医療一般 340,000                                 | 医療<br>終了後<br>6 か月                   | 5 年   |
|      |  |                 | 医療特別 480,000                                 |                                     |   |
|      |  |                 | 介護 500,000                                   |                                     |   |
| 生活   | 技能習得期間、医療介護期間、失業、又は母子・父子家庭になって 7 年未満の父母の生活安定に必要な資金 | 母・父<br>寡婦       | 技能習得<br>月額<br>141,000                        | 技能習得・医療<br>後及び<br>貸付終<br>了後<br>6 か月 | 技能<br>10 年<br>医療・<br>介護・失<br>業 5 年<br>生活<br>8 年 |
|      |  |                 | その他<br>月額<br>105,000<br>又は<br>70,000         |                                     |   |
| 修学   | お子さんが高校、大学等に就学するために必要な資金                           | 児童<br>子         | 月額 18,000 ~ 183,000<br>学校種別学年別等により限度額が異なります。 | 卒業後<br>6 か月                         | 10 年<br>(専修<br>一般<br>は 5 年<br>大学院<br>は 20<br>年) |
| 就学支度 | お子さんの入学に必要な資金                                      | 児童<br>子         | 64,300 ~ 590,000<br>学校種別等により限度額が異なります。       | 卒業後<br>6 か月                         | 10 年<br>(専修<br>一般は<br>5 年<br>大学院<br>は 20<br>年)  |
| 修業   | お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得することに必要な資金                | 児童<br>子         | 月額 68,000                                    | 習得後<br>1 年                          | 10 年  |
| 結婚   | お子さんが結婚するにあたり必要な経費                                 | 母・父<br>寡婦       | 300,000                                      | 6 か月                                | 5 年   |

貸付限度額など詳しくは、こども家庭相談員までお問い合わせください。  
修学・就学支度・修業資金及び就職支度資金で児童・子に貸付する場合は無利子で、他の各資金は、連帯保証人を立てない場合は年 1.0%の利子がつきます。  
違約金は、延滞元利金額につき年 3%の割合で発生します。

## ・生活資金一時貸付

### 内容・利用できる人

一時的に生活が困窮し、他からの借入れが困難な低所得世帯（生活保護受給世帯を除く。）で経済的自立が可能と認められる世帯に対し、担当民生委員の助言・援助のもとに、生活維持に必要な資金や子どもの入学等（小学校、中学校、高校）に必要な資金、高校に通学するのうえで必要な交通費等を無利子で貸し付けます。

### 貸付条件

貸付限度額 150,000 円（世帯の人数等に応じて貸付額を決定します。）

償還方法 月払い又は一時払い

貸付期間 32 か月以内（貸付け後 3 か月日から 30 か月以内で返済）

利子 無利子

### 申込み方法

市社会福祉協議会か、地区の担当民生委員にご相談ください。

| 窓口                               | 電話番号         |
|----------------------------------|--------------|
| 市社会福祉協議会<br>(さがみはら成年後見・あんしんセンター) | 042-756-5034 |
| 緑区事務所                            | 042-775-8601 |
| 南区事務所                            | 042-765-7065 |

## ・児童扶養手当

### 内容・利用できる人

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童（精神や身体に中程度以上の障害がある場合は 20 歳未満の児童）が、次のいずれかに該当している場合、その児童の父又は母もしくは養育者

- 支給要件
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
  - ・ 父又は母が死亡した児童
  - ・ 父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
  - ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
  - ・ 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
  - ・ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
  - ・ 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童
  - ・ 母が婚姻しないで生まれた児童
  - ・ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

### 支給額

所得により支給額が異なります。（令和 2 年 4 月以降の支給額）

| 児童数 | 手当額（月額）                 |
|-----|-------------------------|
| 1 人 | 所得により 43,160 円～10,180 円 |
| 2 人 | 所得により 53,350 円～15,280 円 |
| 3 人 | 所得により 59,460 円～18,340 円 |

- ・ ただし、所得が一定額以上ある場合は支給できません。
- ・ 申請した日の翌月分から奇数月に支払われます。

### 支給制限

次のような場合は手当の申請はできません。

- ・ 児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
- ・ 申請者である父又は母が婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき

### 支給停止

次のような場合、手当は支給されません。

- ・ 申請者及び申請者の配偶者又は、扶養義務者で生計を同じくする人の所得が限度額以上であるとき
- ・ 公的年金給付等を受けとることができ、年金月額が手当月額を上回るとき

### 手続

請求者及び児童の戸籍謄本（発行日より 1 か月以内のもの）、請求者名義の銀行等の普通預金通帳、請求者の身元確認書類、請求者及び児童のマイナンバーがわかるもの、その他状況に応じた書類を持って窓口へ。（各子育て支援センター。ただし、婚姻解消（離婚）、死亡を事由とする申請は各まちづくりセンター（橋本・中央 6 地区・大野南まちづくりセンターを除く）や各出張所でも受付します。）

### 受給中の人は

児童扶養手当の受給者又は受給者と同一世帯の家族が JR の「通勤定期乗車券」を購入する場合は、3 割引となります。（23 ページ参照）  
児童扶養手当の支給を受けている家庭では、県営水道料金のうち、基本料金及び消費税相当額が減免となります。（23 ページ参照）

### 担当

子育て給付課 電話番号 042-769-8232

## ・児童手当

### 内容・利用できる人

本市に住民登録があり、中学校修了までの児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している人。所得制限があります。

### 支給額

3歳未満 月額 15,000円

3歳から小学校修了前 月額 10,000円（第3子以降 15,000円）

中学生 月額 10,000円

所得制限限度額以上 児童1人につき一律月額 5,000円

第3子とは、18歳に達した後最初の3月31日までの間にある養育している児童のうち、3子目以降をいいます。施設等に入所している児童は含めません。

2・6・10月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

### 手続

請求者名義の普通預金通帳やキャッシュカード等口座が確認できるもの、保険証（私学共済を除く共済年金に加入の場合）、請求者の身元確認書類、請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるものを持って窓口へ。

申請時点で揃っていなくても受付できます。

### 窓口

各子育て支援センター・各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南を除く）・各出張所及び各区民課（出生等住民異動の手続きを伴う場合のみ）

**担当** 子育て給付課 電話番号 042-769-8232

## ・特別児童扶養手当

精神、知的または身体障害（内部障害を含む）等が政令で定める程度以上の状態にある20歳未満の児童を養育している人が受けられる手当です（診断書等により総合的に判断されます）。

### 支給額

重度障害児の場合（1級） 1人につき 月額 52,500円（R2年4月～）

中度障害児の場合（2級） 1人につき 月額 34,970円（R2年4月～）

申請した日の翌月分から4・8・11月に支払われます。

### 受給制限

次のような場合は、手当を受けることができません。

- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき
- ・児童が障害を事由とする厚生年金などの公的年金を受けることができるとき  
所得が一定額以上ある人については、特別児童扶養手当の認定を受けていても支給が停止されます。  
年に1回所得状況届の提出が必要になります。

### 手続

対象児童の障害程度についての医師の診断書（所定の様式）が必要です。

なお、身体障害者手帳、又は療育手帳をお持ちの人は、診断書を省略できる場合もあります。申請は、上記診断書等のほか請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本・特別児童扶養手当振込先口座申出書（所定の様式）・預金通帳（請求者名義のもの）・住民票の写し（対象児童の住民登録が相模原市にない場合、続柄・本籍がわかるもの）・マイナンバー制度における本人確認書類を持って所管の窓口へ。

（診断書・戸籍謄（抄）本・住民票については発行日から1か月以内のもの）

| 窓口          | 所在地                           | 電話番号・ファックス          |              |
|-------------|-------------------------------|---------------------|--------------|
|             |                               | 身体・知的福祉班            | 精神保健福祉班      |
| 緑高齢・障害者相談課  | 緑区西橋本5-3-21<br>緑区合同庁舎3階       | 042-775-8810        | 042-775-8811 |
|             |                               | 042-775-1750（ファックス） |              |
| 中央高齢・障害者相談課 | 中央区富士見6-1-1<br>ウェルネスさがみはらA館1階 | 042-769-9266        | 042-769-9806 |
|             |                               | 042-755-4888（ファックス） |              |
| 南高齢・障害者相談課  | 南区相模大野6-22-1<br>南保健福祉センター3階   | 042-701-7722        | 042-701-7715 |
|             |                               | 042-701-7705（ファックス） |              |
| 城山保健福祉課     | 緑区久保沢1-3-1<br>城山総合事務所第1別館1階   | 042-783-8136        |              |
|             |                               | 042-783-1720（ファックス） |              |
| 津久井保健福祉課    | 緑区中野613-2<br>津久井保健センター1階      | 042-780-1412        |              |
|             |                               | 042-784-1222（ファックス） |              |
| 相模湖保健福祉課    | 緑区与瀬896<br>相模湖総合事務所2階         | 042-684-3216        |              |
|             |                               | 042-684-3618（ファックス） |              |
| 藤野保健福祉課     | 緑区小淵2000<br>藤野総合事務所2階         | 042-687-5511        |              |
|             |                               | 042-687-4347（ファックス） |              |



## 4. 仕事のこと

### ・相模原公共職業安定所（ハローワーク相模原）

求人・求職のあっせんのほか失業給付の支給手続等を行っています。

公共職業安定所長が必要と認める人は、職業技能を習得するために公的職業訓練実施機関での職業訓練を受けることができ、訓練期間中手当が支給される場合があります。

児童扶養手当を受給している人は、こども家庭相談員と連携し、専門的就職支援ナビゲーターにより職業紹介、カウンセリング、職業訓練の受講斡旋などの支援を行います。（ナビゲーターによる支援をご希望の場合はこども家庭相談員（4ページ）へご相談ください。）

#### 窓口

所在地：中央区富士見 6-10-10 電話番号 042-776-8609

平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日、年末年始を除く）

### ・マザーズハローワーク相模原

仕事と子育ての両立を希望している人を中心に、職業相談や就職活動に関するセミナー、保育に関する情報提供等を行っています。キッズコーナーや授乳スペースがあり、子育て中の人に配慮した施設です。

#### 業務内容

職業相談・職業紹介

就職実現プラン作成（個別支援）

就職支援セミナーの開催

履歴書・職務経歴書、ジョブカードの作成

保育関連情報の提供

職業訓練の情報提供

求人情報の提供などの就職支援

#### 窓口

相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野 B&V ビル 6 階

電話番号 042-862-0042

平日：午前 10 時 30 分～午後 7 時（土曜日・日曜日・祝日、年末年始はお休みです）

### ・相模原市就職支援センター

・専門の相談員による個別的就職相談（ ）

・求人情報の提供、就職先の紹介

・就職支援セミナーの開催

就職相談に加えて、子どもの預け先などに関する相談も同時に行う「しごと・子育てワンストップ相談」を承っております。

#### 利用方法

事前電話予約の上ご相談下さい。電話番号 042-700-1618

所在地：緑区橋本 6-2-1(シティ・プラザはしもと 6 階 総合就職支援センター内)

就業などの生活一般についてのご相談は、「こども家庭相談員」（4ページ）もお受けしています。

#### 受付時間

平日および第 2・4 土曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

### ・職業技術校

神奈川県では、横浜市鶴見区に東部総合職業技術校（愛称かなテクカレッジ東部）、秦野市に西部総合職業技術校（愛称かなテクカレッジ西部）を設置し、2校体制で職業能力開発を行なっています。

東部校・西部校のそれぞれが、工業技術・建築技術・社会サービスの 3 分野の訓練コースを実施する大規模・総合型の職業技術校としての機能を持っています。

#### 手続

入校希望の人は、相模原公共職業安定所（電話番号 042-776-8609）までお問い合わせください。募集時期やコースによっては、ひとり親家庭優先枠や子育て家庭優先枠等の募集枠を設定して募集を行います。

### ・自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練修了後給付金を支給します。

#### 利用できる人

以下の要件の全てをみたす母子家庭の母及び父子家庭の父。

- ・児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること。
- ・カウンセリング等を通じて、教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められる者であること。
- ・過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。

**対象講座**

- ・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座
- ・雇用保険制度の特定一般教育訓練給付及び専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とするものに限る。）

**支給額**

- A 雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができない人  
対象講座の入学金・受講料の60%相当額（上限20万円×修学年数（4年以内）、下限1万2千円）
- B 雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる人  
Aに定める額から雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

**手続**

講座の申込み・入金前に、児童扶養手当証書、講座のパンフレット（日程表、費用・教育訓練給付の指定講座の記載のあるもの）など、申請に必要な書類を持って窓口へ申請してください。

**窓口及び受付時間**

| 窓口          | 電話番号         | 受付時間         |
|-------------|--------------|--------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 平日 午前9時～午後5時 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 |              |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 |              |

津久井保健センターでも相談をお受けします（火曜日のみ）。希望される人は、事前に緑子育て支援センターへご連絡ください。

**・高等職業訓練促進給付金等**

母子家庭の母及び父子家庭の父の職業能力を向上させ、生活の安定に繋がる資格の取得を促進するために、高等職業訓練促進給付金等を支給します。

**利用できる人**

以下の要件の全てをみたす母子家庭の母及び父子家庭の父（修了支援給付金については、修業開始日及び修了日において以下の要件を全て満たす母子家庭の母及び父子家庭の父が対象となります）。

- ・児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること。
- ・養成機関において1年以上修業し、かつ対象資格の取得が見込まれる者であること。（令和3年度中に修業を開始する場合は、6月以上の修業をする人から対象となります。）
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。

- ・過去に同種の給付金（旧高等技能訓練促進費・一時金等）の支給を受けたことがないこと。
- ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

当該給付金を受給し、准看護師養成機関を修了する人が引き続き看護師養成機関で修学する場合、通算48月を越えない範囲で給付金の受給が可能です。

**対象となる資格**

看護師（准看護師を含む）、介護福祉士（ ）、保育士（ ）、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、鍼灸師、柔道整復師、上記に掲げるものに準ずる資格で市長が指定するもの

介護福祉士及び保育士については、ハローワークで実施している求職者支援制度の活用をご検討ください。

令和3年度中に修業を開始する場合は、6月以上のカリキュラムの修業を要する資格（雇用保険制度の一般教育訓練給付の対象講座を受講する場合は、情報関係の資格や講座に限る。）も対象となります。

**支給期間・支給額**

- ・修業を要する期間。但し上限は4年です。
- ・訓練促進給付金について、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月間は月額40,000円増額となります。
- ・修了支援給付金は修業期間修了後に支給されます。

|                | 課税世帯    | 非課税世帯    |
|----------------|---------|----------|
| 訓練促進給付金（月額）    | 70,500円 | 100,000円 |
| 修了支援給付金（修了後1回） | 25,000円 | 50,000円  |

**手続**

修業を予定している人は申請前の事前相談が必要です。

**窓口及び受付時間**

| 窓口          | 電話番号         | 受付時間         |
|-------------|--------------|--------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 平日 午前9時～午後5時 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 |              |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 |              |

津久井保健センターでも相談をお受けします（火曜日のみ）。希望される人は、事前に緑子育て支援センターへご連絡ください。

### ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が経済的自立に効果の高い資格取得のため、1年以上の養成機関で修業する場合に、入学準備金・就職準備金を貸付け、生活の負担軽減を図ります。

#### 対象者

市内に居住する20歳未満の子を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父で、高等職業訓練促進給付金を受給する人

#### 貸付金の種類及び貸付額

- 入学準備金 養成機関に入学し、高等職業訓練促進給付金を受給する人  
貸付額：50万円以内
- 就職準備金 養成機関の課程を修了し、資格を取得した人  
貸付額：20万円以内

#### 実施主体

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会からの貸付けとなります。

#### 返還の債務の免除

養成機関を修了し、かつ、資格取得から1年以内に就職し、5年間取得した資格が必要な業務に引き続き従事した時は、返還の債務を免除します。

上記の「返還の債務の免除」に該当しない場合は、債務を返還いただきます。連帯保証人をたてられない場合は、履行猶予期間経過後年1.0%の利子がつきま

#### 窓口及び受付時間

| 窓口          | 電話番号         | 受付時間         |
|-------------|--------------|--------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 平日 午前9時～午後5時 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 |              |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 |              |

津久井保健センターでも相談をお受けします(火曜日のみ)。希望される人は、事前に緑子育て支援センターへご連絡ください。

### ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子家庭の母及び子、父子家庭の父及び子が、より良い条件で就職することを支援するため、高卒認定試験合格のための指定講座終了時、及び高卒認定試験合格時に受講費用の一部を支給します。

#### 利用できる人

以下の要件の全てをみたす母子家庭の母及び子、父子家庭の父及び子。

- ・児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること。
- ・過去に同事業の給付金を受給していないこと。
- ・大学入学資格を取得していないこと。
- ・高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要であると認められる者であること。

#### 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

#### 支給額

1. 受講修了時給付金(対象講座の受講を修了した際に支給する給付金)  
対象講座の受講料の40%相当額(最大10万円)
2. 合格時給付金(受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金)  
対象講座の受講料の20%相当額  
(最大、受講修了時給付金と合格時給付金の合計15万円)

#### 手続

講座の申込み・入学前に、児童扶養手当証書、講座のパフレット(日程表、費用の記載のあるもの)など、申請に必要な書類を持って窓口へ申請してください。

#### 窓口及び受付時間

| 窓口          | 電話番号         | 受付時間         |
|-------------|--------------|--------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 平日 午前9時～午後5時 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 |              |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 |              |

津久井保健センターでも相談をお受けします(火曜日のみ)。希望される人は、事前に緑子育て支援センターへご連絡ください。

## 5. 子どものこと

### <相模原市子どもの権利条例について>

すべての子どもは、生まれながらにしてかけがえのない存在であり、一人の人として幸せに生きる権利を持っています。

私たち一人ひとりが、「子どもの権利」について考え、これからのさがみはらを築いていく子どもたちが、自分らしく、生き生きと育っていけるよう、子どもの権利を守りましょう。

条例では、子どもが健やかに成長していくために、保障されるべき子どもの権利や、大人の責務を定めています。

#### 子どもの権利

##### 安心して生きる権利（条例第4条）

命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

いかなる理由によっても差別をされないこと。など

##### 心身ともに豊かに育つ権利（条例第5条）

自分らしさが認められ、個人として尊重されること。

年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。など

##### 自分を守り、守られる権利（条例第6条）

いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。

自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。

困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。など

##### 地域および社会に参加する権利（条例第7条）

自分の意見を表明すること。

表明した自分の意見が尊重されること。など

#### 大人の責務

##### 保護者の責務（条例第9条）

子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。

市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

条例の全文は、市のホームページに掲載しています。（トップページから「子どもの権利条例」で検索）

### ・さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）

子どもの権利条例に基づく、子どもの権利侵害に関する相談・救済の窓口として、次のとおり、さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）を開設しています。

場所：青少年学習センター内

日時：月～金 午後1時～午後8時  
土 午前10時～午後5時

祝・休日、年末年始、青少年学習センターの休所日はお休みです。

電話番号：子ども専用電話 0120-786-108（なやむ ときは）

大人用電話 042-786-1894

## ・認定こども園・保育所等

### 子どものための教育・保育給付認定

保育所、認定こども園、給付型幼稚園、小規模保育事業等の利用を希望される保護者は、次の区分のとおり教育・保育給付認定を受けることが必要です。

| 認定区分 | 認定条件  | 給付の内容           | 利用先                       |
|------|---|-----------------|---------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で、施設型給付の幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合                  | 教育標準時間          | 施設型給付の幼稚園<br>認定こども園       |
| 2号認定 | 満3歳以上で、保護者の就労等の「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での教育及び保育を希望する場合 | 保育短時間<br>保育標準時間 | 保育所<br>認定こども園             |
| 3号認定 | 満3歳未満で、保護者の就労等の「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合     | 保育短時間<br>保育標準時間 | 保育所<br>認定こども園<br>小規模保育事業等 |

2号認定及び3号認定は、保護者が次のいずれかの事由に該当し、子どもの保育を必要とする場合に受けることができます。

### 保育を必要とする事由と支給認定期間

| 保育を必要とする事由                      | 支給認定期間                                       |
|---------------------------------|--|
| 就労                              | 月64時間以上の就労が継続する期間                            |
| 求職活動、就労の内定（起業準備含む）              | 利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日までの範囲内で、就労を開始するまでの期間 |
| 妊娠・出産                           | 出産予定月と前後2か月ずつの最長5か月間                         |
| 病気・けが・障害等<br>同居又は長期入院している親族等の介護 | 診断書等に基づき市長が必要と認める期間                          |
| 就学                              | 学校等の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までのうち、市長が必要と認める期間    |
| 災害復旧、その他                        | 市長が必要と認める期間                                  |

### 利用手続

保育所、認定こども園、給付型幼稚園、小規模保育事業等への利用申込手続きの方法は、子どものための教育・保育給付認定の認定区分によって、下記のとおりとなります。なお、下記の中から、複数の施設等を希望する事ができます。

| 利用希望施設等  | 支給認定   | 申込方法         |
|----------|--------|--------------|
| 保育所      | 2・3号認定 | 市へ申込み        |
| 認定こども園   | 1号認定   | 利用希望先の施設へ申込み |
|          | 2・3号認定 | 市へ申込み        |
| 小規模保育事業等 | 3号認定   | 市へ申込み        |
| 給付型の幼稚園  | 1号認定   | 利用希望先の施設へ申込み |

2、3号認定の利用申込み手続きは、原則郵送での申込みとなります。

（郵送先）〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市役所保育課 利用申込事務センター宛

### 保育料

0～2歳児クラスの児童の保育料は、保護者の所得や認定区分等に応じて市が決定します（応能負担）。また、利用する施設等の種類に関わらず、保育料は同一となります。3～5歳児クラス（教育・保育給付1号認定の満3歳児を含む）の保育料は、無償（0円）となります。いずれの場合にも実費負担額や特定負担額（園で設定がある場合）は、保育料とは別に負担が必要となります。

各種施設の一覧は、市が発行する「子育てガイド」または、市ホームページ等を確認するか、お問い合わせください。

### 認可保育園入所手続きや、入所可能人数に関すること

| 窓口          | 電話番号         |
|-------------|--------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8813 |
| 〃（城山担当）     | 042-783-8060 |
| 〃（津久井担当）    | 042-780-1420 |
| 〃（相模湖担当）    | 042-684-3737 |
| 〃（藤野担当）     | 042-687-5515 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9267 |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7723 |

### 子育てのための施設等利用給付認定

給付型でない幼稚園や預かり保育、認可外保育施設等を利用し、給付を希望する保護者は、次の区分のとおり子育てのための施設等利用給付の認定を受ける必要があります。

| 認定区分  | 認定条件  | 給付額  |                                    |              |
|-------|---|--|------------------------------------|--------------|
|       |   | 給付型でない幼稚園                                      | 給付型幼稚園・認定こども園                      | 認可外保育施設等     |
| 新1号認定 | 満3歳以上で、給付型でない幼稚園の利用を希望する場合（預かり保育の利用希望なし）                                    | 月額25,700円を上限                                   |                                    |              |
| 新2号認定 | 3歳以上（4月1日時点）で、保護者の就労等の「保育を必要とする事由」に該当し預かり保育や認可外保育施設等の利用を希望する場合              | 月額25,700円 + 【預かり保育】利用日数 × 450円（月額11,300円まで）を上限 | 【預かり保育】利用日数 × 450円（月額11,300円まで）を上限 | 月額37,000円を上限 |
| 新3号認定 | 3歳未満（4月1日時点）で、保護者の就労等の「保育を必要とする事由」及び「住民税非課税世帯」に該当し、預かり保育や認可外保育施設等の利用を希望する場合 | 月額25,700円 + 【預かり保育】利用日数 × 450円（月額16,300円まで）を上限 | 【預かり保育】利用日数 × 450円（月額16,300円まで）を上限 | 月額42,000円を上限 |

### 子育てのための施設等利用給付認定の申請手続

子育てのための施設等利用給付認定の申請手続の方法は、利用希望施設等によって異なります。

| 利用希望施設等                   | 認定区分           | 申込方法                               |
|---------------------------|----------------|------------------------------------|
| 給付型でない幼稚園                 | 新1号もしくは新2・3号認定 | 利用希望先の施設を通じて市へ申請                   |
| 給付型幼稚園・認定こども園（預かり保育を利用予定） | 新2・3号認定        | 利用希望先の施設を通じて市へ申請                   |
| 認可外保育施設等                  | 新2・3号認定        | 利用希望先の施設を通じてもしくは市へ直接申請（施設ごとに異なります） |

### ・児童クラブ

保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るために開設しています。

#### 対象児童

原則として相模原市在住で小学校1～3年生（障害等により特別に支援が必要な児童は6年生）までの児童で、保護者（父母等）が就労等により、昼間家庭にいないことなどにより児童の健全な育成が十分出来ないと認められる家庭の児童が対象です。

#### 開所時間

授業終了時から午後6時まで。延長開設は午後7時まで。

小学校の長期休業期間等は午前8時から午後6時まで（延長開設は午後7時まで）

#### 費用

児童クラブ育成料：月額5,300円 おやつ代：月額2,000円

延長育成料（午後6時以降利用の場合）：利用1回につき200円

#### その他

民間児童クラブについては、直接各施設にお問い合わせください。

各施設の問い合わせ先については、市が発行する「子育てガイド」または、市ホームページ等をご確認下さい。

### ・ファミリー・サポート・センター

安心とゆとりをもって子育てができるように、「子育ての手助けを受けたい利用会員」と「子育ての手助けを行いたい援助会員」を結びつけ、子育てを市民相互に応援しあう会員制の組織で、子どもの預かりや送迎などのサポートを行います。

利用会員 市内在住が在勤・在学で、生後0か月～小学校6年生（障害児は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもがいる人  
妊娠中の方はご相談ください。

援助会員 市内在住が在勤・在学で、心身ともに健康で積極的にサポートを行うことができる20歳以上の人（所定の講習会を受講）

会員登録には入会説明会への参加が必要です。日時や会場は市ホームページをご覧ください。センター事務局へお問い合わせください。

#### 主なサポート内容

- ・保育所、幼稚園、児童クラブ等の開始前または終了後の預かり及び送迎
  - ・保護者等の病気、介護や急用等の場合の預かり
  - ・冠婚葬祭や買い物、文化活動等で外出が必要な場合の預かり など
- （注意）・サポートは、原則として援助会員宅で行います。

(ただし、保護者が自宅にいる場合に限り、利用会員宅でのサポートも可)

- ・援助会員がサポート時に預かる子どもは、原則として1人となります。(ただし、兄弟姉妹の場合は複数可能)
- ・サポートは、原則として午前6時～午後9時で、援助会員との都合が合うときに行います。
- ・子どもの宿泊を伴うサポートはできません。
- ・生後3か月未満児は保護者がそばにいる場合のサポートに限定します。

### サポートの謝礼

| 利用日時                  | 金額       |          |
|-----------------------|----------|----------|
|                       | 1人目      | 兄弟等2人目以降 |
| 月曜日～金曜日の午前7時～午後7時     | 1時間：700円 | 1時間：400円 |
| 月曜日～金曜日の上記以外の時間帯      | 1時間：900円 | 1時間：500円 |
| 土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始の終日 |          |          |

ひとり親家庭等(児童扶養手当受給世帯)の場合

謝礼の半額(1月あたりの免除の上限額2万円)を免除します。免除を受けたい人は、センター事務局に児童扶養手当受給者証の写しの提出が必要です。

幼児教育・保育の無償化の対象事業です。

対象は、市民税非課税世帯の2歳以下と3～5歳の子ども(年齢は、利用年度の4月1日時点)。要件及び上限額があるため、詳しくは市ホームページをご覧ください。対象の方には、利用証明書を発行しますので、センター事務局へお申し出ください。

### お問い合わせ

ファミリー・サポート・センター事務局(相模原市社会福祉協議会内)

住所 〒252-0236 中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階

電話番号 042-730-3885 ファクス 042-759-4382

メールアドレス famisapo@sagamiharashishakyo.or.jp

### ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の病気などで、家庭で子どもを養育することが一時的に困難な場合に、乳児院や児童養護施設等で宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

### 対象

市内在住の0歳から18歳未満の子どもで、保護者が次のいずれかに該当し、保護者以外に子どもを養育する人がいない場合に利用できます(病児はお預かりできません)。

- ・出産、親族の看護など
- ・病気、負傷、育児疲れなど
- ・冠婚葬祭、出張など(私的な旅行は除く)

### 費用

| 利用する児童の属する世帯    | 児童1人当たりの負担額(日額) |               |
|-----------------|-----------------|---------------|
|                 | 2歳未満(乳児院)       | 2歳以上(児童養護施設等) |
| 生活保護または支援給付受給世帯 | 0円              | 0円            |
| 市民税非課税世帯        | 2,000円          | 1,000円        |
| 上記以外の世帯         | 5,350円          | 2,750円        |

上記負担額のほか、施設での食事代、通学や緊急的な医療機関受診の際の送迎代(タクシー代)等の実費負担があります。

### 利用日数

原則7日以内

### 手続き

利用希望日の3か月前から7日前までに、家庭での養育が困難である事由を証明する書類、世帯の課税状況等を示す書類の写し(本市に課税情報がある人は省略可)を持って、お住まいの区の子育て支援センターへ申し込んで下さい。

| 窓口          | 電話番号         | 受付時間            |
|-------------|--------------|-----------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 平日<br>午前9時～午後5時 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 |                 |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 |                 |

### ・児童相談所

家庭の事情で子どもを育てられないときは児童相談所に相談してください。児童福祉施設への入所、里親等への委託、一時保護などを行っています。

### 費用

施設などに入所した場合は所得に応じて費用を負担していただきます。

**窓口** 相模原市児童相談所 中央区淵野辺2-7-2 電話番号 042-730-3500

## ・ひとり親家庭等日常生活支援事業（家事のお手伝い）

次の理由で日常の家事に一時的にお困りのとき、家庭生活支援員を派遣して、料理や掃除をお手伝いします。利用には事前登録が必要です。

- ・生活環境の大きな変化（ひとり親家庭となって間もない場合等）
- ・自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）
- ・社会的事由（疾病、看護、残業、出張等）

### 利用できる人

- ・市内在住のひとり親家庭等で、児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準世帯
- ・家事について、同居又は近隣在住の親族などの支援を受けることが困難な家庭
- ・他の制度（障害や介護など）のヘルパーを利用していない家庭
- ・原則として小学生以下の児童のいる家庭

### 費用

| 利用世帯の区分         | 利用者の負担額<br>(1回2時間あたり) |
|-----------------|-----------------------|
| 生活保護世帯・市民税非課税世帯 | なし                    |
| その他の世帯          | 300円                  |

家庭生活支援員の手配が困難な場合にはご利用いただけないことがあります。

### 申し込み方法

お住まいの区の子育て支援センターへの来所・郵送、市ホームページからのWeb申請のいずれかの方法で、利用登録申請を行ってください。

| 窓口          | 電話番号         | 受付時間            |
|-------------|--------------|-----------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 平日<br>午前9時～午後5時 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 |                 |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 |                 |

津久井保健センターでも相談をお受けします(火曜日のみ)。希望される人は、事前に緑子育て支援センターへご連絡ください。

### ホームページ

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/1017783/1018469.html>



## ・ふれあいサービス

市民の参加と協力のもと会員方式で家事援助等の支援を、有料で提供します。

### 利用できる人

市内在住で、家事援助等が必要な高齢者、障害者、傷病者又は妊産婦のいる世帯もしくはひとり親世帯等

**会費** 年額 1,500円

### サービス内容

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 食事に関するサービス  | 買物、調理、片付けなど          |
| 衣類に関するサービス  | 洗濯、つくろい、アイロンがけなど     |
| 住まいに関するサービス | 掃除、整理・整頓など           |
| 外出に関するサービス  | 通院、散歩の付添いなど          |
| その他のサービス    | 話し相手、見守り、出産前後の家事援助など |

### 費用

基本時間 450円（月曜から金曜日の午前9時から午後5時までの30分あたり）  
超過時間 500円（月曜から金曜日の午前7～9時までと午後5～7時までと土曜日、日曜日、祝日、年末年始の30分あたり）

### 窓口

| 窓口                      | 電話番号         |
|-------------------------|--------------|
| ふれあいサービスセンター（中央区・橋本・大沢） | 042-756-5098 |
| 津久井地域事務所（城山・津久井・相模湖・藤野） | 042-784-3393 |
| 南区事務所（南区）               | 042-765-7065 |



## ・地域主体の子どもの居場所づくりの取組紹介 (子ども食堂・無料学習支援など)

市では、子どもたちの健全な育ちのためには、地域の中に、子どもが安心して過ごせる「子どもの居場所」があることが大切だと考えています。

近年、市内では、地域の方々やNPO法人による、「子ども食堂」や「無料学習支援(塾)」といった取組が広がっています。

新型コロナウイルスの影響で活動を自粛している団体もあります。

|           | 子ども食堂  | 無料学習支援(塾)                     |
|-----------|--|-------------------------------|
| 主旨        | 子どもが1人でも来ることができ、無料又は安価で食事を提供する取組                                 | 子どもに対して、無料で、宿題や進学に必要な勉強を教える取組 |
| 実施主体      | 地域住民による有志団体、NPO法人など  | 地域住民による有志団体、NPO法人など           |
| 実施場所      | 市内一部の公民館、店舗など  | 市内一部の公民館、集会所など                |
| 対象        | 高校生くらいまでの子ども   | 小学生・中学生くらいまでの子ども              |
| 時間        | 月に1から2回程度、夕方から夜にかけて開催  | 週に1回程度                        |
| メニュー・勉強内容 | 献立が決まっており、給食と同じように全員で同じメニューを提供している<br>現在は、コロナ対策として弁当配布をしている団体が多い | 宿題の支援や、補習、受験対策など              |
| 受入可能人数    | 5から20名程度。会場の大きさによって異なる   | 5から20名程度。会場の大きさによって異なる        |
| 金額        | 無料又は食材の実費程度(100~300円程度)  | 無料(実費負担も無し)                   |

「子ども食堂」および「無料学習支援(塾)」の活動場所や活動内容は運営団体によって異なりますので、次のURLかQRコードからご確認ください。

<https://www.sagami-portal.com/city/kodomo-ibasyo/>



### お問い合わせ

こども・若者支援課 青少年支援班 電話番号 042-769-8289

子どもの居場所総合相談窓口 電話番号 042-786-6181

(市社会福祉協議会中央ボランティアセンター内)

## ・子育て家庭への食材配布

フードバンク等の協力を得て食材の配布を行うことで、子どもたちとその家族を応援します。自宅での受け取りと、会場での受け取りがあります。ご利用には事前申込が必要です。

市と協働事業提案団体「フードコミュニティ」が協働で行います。

### 利用できる人

次のいずれかに該当する世帯

・児童扶養手当受給世帯・ひとり親家庭等医療費助成世帯・就学奨励金交付決定世帯

**定員** 毎月各 50 世帯

### 配布する食材

フードバンク等から譲り受けた食材(主食、おかず、調味料等)のセット

買い物袋1袋分ほどの量を予定しています。内容は月によって異なります。

お渡しする食材は、品質の保証はされていますが、賞味期限が近いもの、外装不良、季節はずれ、規格外の非正規流通品も含まれます。ご理解いただいた上でお申込みください。

### 申し込み方法

申込期間(毎月5~11日)に、次のどちらかの方法でお申し込みください。

・電話で相模原市コールセンター(午前8時~午後9時 電話042-770-7777)へ

・市ホームページ電子申請システム(Eメールアドレスが必要です。)

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/1018607/1020965.html>



## 6. 子どもの学習支援・学費のこと

掲載している制度の一覧です。詳細は各ページをご覧ください。

|                     |                       |                     |       |
|---------------------|-----------------------|---------------------|-------|
| 小学生                 | 就学奨励金（就学援助制度）【給付】     | P. 49               |       |
|                     | 私立学校生徒学費緊急支援補助金【給付】   | P. 52               |       |
| 中学生                 | ひとり親家庭等学習支援事業【家庭教師】   | P. 49               |       |
|                     | 就学奨励金（就学援助制度）【給付】     | P. 49               |       |
|                     | 私立学校生徒学費緊急支援補助金【給付】   | P. 52               |       |
| 高校生                 | 母子父子寡婦福祉資金【貸付】        | P. 24               |       |
|                     | 高等学校等就学支援金【給付】        | P. 51               |       |
|                     | 県立高等学校等入学検定料等減免制度【免除】 | P. 51               |       |
|                     | 私立高等学校等生徒学費補助金【給付】    | P. 52               |       |
|                     | 私立学校生徒学費緊急支援補助金【給付】   | P. 52               |       |
|                     | 高等学校奨学金制度【貸付】         | P. 53               |       |
|                     | 高校生等奨学給付金【給付】         | P. 54               |       |
|                     | 相模原市奨学金【給付】           | P. 54               |       |
|                     | 相模原市岩本育英奨学金【給付】       | P. 55               |       |
|                     | 教育支援資金・就学支度金の貸付【貸付】   | P. 56               |       |
|                     | あしなが育英会の奨学金【給付・貸付】    | P. 60               |       |
|                     | 国の教育ローン（教育一般貸付）【貸付】   | P. 61               |       |
|                     | 大学生                   | 母子父子寡婦福祉資金【貸付】      | P. 24 |
|                     |                       | 教育支援資金・就学支度金の貸付【貸付】 | P. 56 |
| 高等教育の修学支援新制度【給付】    |                       | P. 57               |       |
| 日本学生支援機構の奨学金【給付・貸付】 |                       | P. 58               |       |
| あしなが育英会の奨学金【給付・貸付】  |                       | P. 60               |       |
| 国の教育ローン（教育一般貸付）【貸付】 |                       | P. 61               |       |

### ・ひとり親家庭等学習支援事業【中学校/家庭教師】

ひとり親家庭等の子どもたち（中学生）に学習支援を行います。基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、苦手科目の克服等を目的に家庭教師を派遣します。

1. 実施回数 32回（6月～3月の期間で月4回程度、1回90分）
2. 定員 130人（高学年等を優先します）
3. 実施場所 対象者の自宅

#### 利用できる人

高等学校等への進学を希望し以下の条件を満たす人

1. 児童扶養手当受給世帯または所得がこれに相当し、公的年金や遺族補償等の給付により支給停止となっている児童扶養手当認定世帯
2. 相模原市内に在住する中学生または高等学校入学資格を有する人

#### 手続

申請書を対象家庭に送付しますので、郵送で申請してください。（申請書が届かない場合は、ホームページからご利用ください。）定員を超える応募があった場合は、選考を行い、5月までに受講者を決定します。応募があっても受講対象とならない場合がありますのでご了承ください。

同時に保護者を対象にひとり親家庭等訪問相談事業を実施しています。

**お問い合わせ** 子育て給付課 電話番号 042-769-8232

### ・就学奨励金（就学援助制度）【小中学校/給付】

お子さんの小・中学校等への就学に当たり、経済的理由でお困りの人に対して次の費用の一部を援助しています。

学用品・通学用品費 新入学児童生徒学用品費 校外活動費  
 修学旅行費 給食費 ○卒業アルバム代  
 通学費（片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上の方。）  
 医療費（学校保健安全法に定められた疾病のみ） めがね購入費 等

#### 利用できる人

お子さんが、市内在住で国公立の小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)に在籍、又は、市外在住で相模原市立小学校・中学校・義務教育学校に在籍している保護者のうち、次のいずれかの要件に該当する人

- ・世帯の所得が生活保護に準ずる基準以内の人（審査があります。）
- ・ひとり親家庭などに対する児童扶養手当を受けている人  
（児童手当、特別児童扶養手当は対象となりません。）

- ・生活保護が停止又は廃止となった人
- ・収入のある人全員に障害があり、市民税非課税の人、又は、寡婦・寡夫で市民税非課税の人
- ・災害により市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された人
- ・国民健康保険税が減免又は徴収猶予された世帯の人
- ・世帯全員の国民年金の掛金が減免された世帯の人
- ・社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた人  
(低所得世帯で貸付を受けた世帯に限ります。)
- その他、上記要件以外の理由により援助を必要とされる人は学務課(電話番号 042-769-9262)にご相談ください。

### 手続

市立小学校・中学校・義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者には、案内兼申請書を4月初めに学校を通じて配付します。

申請書と該当理由を証明する書類(コピー可)を学務課に郵送又は直接提出してください。

小学校・義務教育学校の1年生については、4月中のみ、お子さんが在籍している学校に提出してください。

### 申請書の配架場所

市立小学校・中学校・義務教育学校、学務課、区役所区民課、まちづくりセンター(橋本、本庁地域、大野南を除く)、出張所、連絡所、公民館(青根、沢井を除く)にあるほか市ホームページからダウンロードすることもできます。

申請は随時受け付けます。ただし、年度途中の申請の場合、申請書を学務課に提出された月の分からの援助となり、援助費目によっては、支給対象とならない場合があります。

### お問い合わせ

相模原市コールセンター(電話番号 042-770-7777)

## ・高等学校等就学支援金制度【高校/給付】

高等学校等に在学し、所得要件等を満たす世帯に対して、申請をすることで授業料の補助が受けられる国の制度です。

**利用できる人** 令和3年度の保護者の所得が以下の算定式により計算した額が304,200円(年収約910万円)未満の世帯

【算定式】保護者等の課税標準額(課税所得額)×6% - 市町村民税の調整控除の額×4/3(政令指定都市の場合)

**補助額** 公立：学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、授業料の負担はありません。

私立：118,800円または396,000円(所得により補助額が異なります)

**手続** 在学する高等学校で手続きをする必要があります。詳細は各学校へお問い合わせください。

## ・県立高等学校等入学検定料等減免制度【高校/免除】

県立高等学校及び中等教育学校(以下「県立高校」という。)の入学検定料、入学料の全部もしくは一部について免除を受けることができます。

### 利用できる人

1. 生活保護を受けている人
2. 児童福祉施設等に入所している人
3. 経済的な理由により学費の負担が困難な人

### 手続

県立高校(志願先以外でも可能)の事務室へ事前に相談の上、入学検定料及び入学料の減免申請と一緒に申請する場合は願書提出時の前日までに、入学料のみを申請する場合は入学する高校の事務室へ入学手続の前日までに申請してください。

申請書類は、各公立中学校又は県立高校にあります。

**お問い合わせ** 神奈川県教育委員会財務課 電話番号 045-210-8113

## ・私立高等学校等生徒学費補助金【高校/給付】

県内の私立の高等学校等に在学する生徒の保護者に対し入学金や授業料の軽減を行った学校へ県から補助を行います。なお、高等学校等就学支援金制度と併用が可能です。

**利用できる人** 次の1～3の条件を満たしている人

(詳しくは在学する学校へお問い合わせください。)

1. 神奈川県内の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること
2. 生徒と保護者が共に県内に在住していること
3. 家計が次のいずれかの状況にあること
  - ・生活保護世帯
  - ・道府県民税・市町村民税所得割額を合計した額が非課税の世帯
  - ・保護者の「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額×3/4」が227,100円未満(年収約750万円未満)の世帯

**補助額** 授業料補助額 48,000円～325,200円

入学金補助額 100,000円または208,000円(1回のみ)

**手続**

5月から6月に学校から、学費軽減申請書の提出についての案内がありますので、受付締切日までに学校へ必要な申込み書類を提出してください。

**お問い合わせ** 神奈川県私学振興課 電話番号 045-210-3793

## ・私立学校生徒学費緊急支援補助金【小中学校・高校/給付】

対象校に在学する生徒の主たる生計維持者の死亡や離婚などの理由により、生徒の家計が急変した際に、学校が生徒の授業料を軽減した場合、授業料を軽減した学校に対して神奈川県が補助する制度です。

高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)については、高等学校等就学支援金受給額を控除した額が支給額となります。また、私立高等学校等生徒学費補助金との併用はできません。

高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)在学の場合、学費補助金をご利用でき、軽減される授業料の額が増えることが多いです。学費補助金と緊急支援補助金のどちらを申し込んだほうが有利か、在学する学校又は県私学振興課(電話番号 045-210-3793)にお問い合わせください。

**対象校**

神奈川県内に設置されている私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び専修学校(高等課程)が対象となります。他都道府県が認可している広域通信制高校及びその「技能連携校」や「サポート校」は対象外となりますので、ご注意ください。

**対象者**

対象校に在学する生徒で、生徒・保護者ともに神奈川県内に住所を有する者のうち、前年4月1日から当年12月31日までの間に家計急変事由が発生し、当年の所得額が前年の所得額より減少し、かつ当年の所得額が基準額範囲内の者が対象となります。家計急変事由は、次のとおりです。

- ・会社都合による退職(定年、任期満了は除く。)
- ・倒産(破産によらない廃業は除く。)
- ・障害認定
- ・前年4月1日以降に生じた病気等による3か月を超える長期療養
- ・主たる生計維持者の死亡・行方不明
- ・離婚による主たる生計維持者の変更(別居は除く。)

**申込方法**

12月頃に在学する学校から、学費軽減申請書の提出についてのご案内がありますので、受付締切日までに学校へ必要な申込み書類をご提出ください。

**補助方法・時期**

在学する学校が授業料の軽減を行います。各校で授業料の軽減方法・時期が異なりますので、詳細は学校にご確認ください。

## ・高等学校奨学金制度【高校/貸付】

学業等に意欲があって、学資の援助を必要とする高校生等に無利子の奨学金を貸与します。

**利用できる人**

- ・県内に在住し、県内の高等学校等(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校の高等課程)に在学する人
- ・保護者の最新の年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割の合計が409,600円(年収約800万円)未満である人
- ・学校長が推薦する生徒

国公立 10,000円または20,000円(いずれか選択)

私立 10,000円、20,000円、30,000円または40,000円(いずれか選択)

2年次進級以降は上限額が10,000円下がりますが、申請(要件あり)により10,000円を加算し、新入生の時と同額の貸付を受けることができます。

### 返還について

高等学校等を卒業し、6か月後から返還します。

なお、進学等の場合に申請により返還猶予が可能です。

また、一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

**手続** 締切は学校ごとに異なりますので、在学している学校へお問い合わせください。また、中学3年生向けの予約採用もあります。

## ・高校生等奨学給付金【高校/給付】

保護者等からの申請により、授業料以外の教育に必要な経費に対して返還が不要な給付金を支給します。

### 利用できる人

- ・保護者が県内に住所を有していること
- ・生活保護(生業扶助)受給世帯または住民税所得割非課税世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)であること
- ・対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること

**支給額** 32,300円～141,700円(年額)(世帯や学校の課程により異なります。)

### 手続

申請手続き、提出期限等詳しいことは、在学している学校へお問い合わせください。

## ・相模原市奨学金(給付型奨学金)【高校/給付】

経済的理由により、高等学校等への修学が困難な生徒に、奨学金を給付します。中学校・義務教育学校・中等教育学校や高等学校等における学業成績は問いません。

### 利用できる人

次の要件を全て満たす人

- ・市内に在住の人
- ・平成30年度以降に高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校及び専修学校(高等課程に限る)に入学し、卒業を目指す意欲のある人(特別支援学校は除きます。)

- ・高等学校等に入学する年度の4月1日時点で18歳未満の人
- ・市町村民税所得割額が非課税相当である世帯の人
- ・生活保護を受給していない人
- ・相模原市岩本育英奨学金を受給していない人

### 給付金額

入学支度金 高等学校等入学時に1回 20,000円を給付

修学資金 最大で年額100,000円を年3回(8・12・3月)に分けて給付  
高等学校等入学後の申請の場合は、入学支度金は給付されません。

**返還について** 原則、返還の必要はありません。

### 手続

高等学校等入学前の申請の場合

令和4年4月に高等学校等へ入学される人には、令和3年11月中旬頃から募集を開始する予定です。申請手続等の詳細については、令和3年10月以降、配布開始予定の募集案内をご確認ください。

高等学校等入学後の申請の場合(平成30年度以降に入学した人に限ります)

在学(在籍)証明書を学校から入手した上で、奨学金給付申請書(追加申請用)を学務課へ直接又は郵送により提出してください。

申請受付期間は、令和3年6月1日～7月30日です。

この受付期間後も、令和4年2月28日までは随時受け付けますが、初年度の奨学金は申請した月に応じた金額となります。

奨学金給付申請書(追加申請用)は学務課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

## ・相模原市岩本育英奨学金(給付型奨学金)【高校/給付】

学術優秀ながら、経済的理由により高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校への修学が困難な人に、奨学金を給付します。

### 利用できる人

次の要件を全て満たす人

- ・市内に在住で、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校に入学予定の人(在学している人は申請ができません。)
- ・学術優秀(成績審査があります。)かつ生活・行動面が良好である人
- ・経済的理由により修学が困難である人
- ・相模原市奨学金(給付型奨学金)を受けていない人

**給付金額**

修学資金 月額 12,000 円(学校の学期ごとに年 2 回又は 3 回に分けて給付します)  
 進学・就職等準備金 30,000 円(高等学校等 2 年次の学年末に 1 回給付します)

**返還について** 原則、返還の必要はありません。

**手続** 岩本育英奨学生願書、学校長推薦書を学校長を通じて教育委員会に提出してください。令和 4 年 4 月に高等学校等へ入学される人には、令和 3 年 12 月から募集を開始する予定です。

**・教育支援資金・就学支度金の貸付【高校・大学/貸付】**

教育支援資金は一定の所得以下の世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費を貸し付けるものです。

**利用できる人**

1. 卒業後の返済の意思がある人
2. 神奈川県内に住んでいて住民票もその住所にある世帯
3. 世帯収入が基準以下の人(窓口でご確認ください)
4. 借受希望者が未成年の場合は、親権者(保護監督責任者等)の合意が必要です
5. 母子父子寡婦福祉資金の利用が優先となります

**貸付限度額**

|                 | 教育支援資金<br>(月額) | 就学支度金<br>(入学時一回限り) |
|-----------------|----------------|--------------------|
| 高等学校・専修学校(高等課程) | 35,000 円       | 50 万円              |
| 高等専門学校          | 60,000 円       | 50 万円              |
| 短期大学・専修学校(専門課程) | 60,000 円       | 50 万円              |
| 大学              | 65,000 円       | 50 万円              |

**返済方法** 卒業後据置期間(6 か月以内)経過後 20 年以内

**手続** 市社会福祉協議会(6 ページ)にご相談ください。

**・高等教育の修学支援新制度【大学/給付】**

授業料・入学金の免除または減額と、給付型奨学金により、意欲ある学生のみさんの「学び」を支援します。支援対象の学校は、大学、短期大学、高等専門学校(4 年・5 年)、専門学校です。一定の要件を満たした学校が対象です。詳細は文部科学省のホームページよりご確認ください。

**利用できる人** ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生  
 ・進学先で学ぶ意欲がある学生であること

**授業料等減免の上限額(年額)** 住民税非課税世帯の学生の場合  
 支援が決定すると、大学等に収める授業料または入学金から、次の各表に示された金額が免除・減額されます。

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、2/3 又は 1/3 の支援額となります。

|        | 国公立     |         | 私立      |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|
|        | 入学金     | 授業料     | 入学金     | 授業料     |
| 大学     | 約 28 万円 | 約 54 万円 | 約 26 万円 | 約 70 万円 |
| 短期大学   | 約 17 万円 | 約 39 万円 | 約 25 万円 | 約 62 万円 |
| 高等専門学校 | 約 8 万円  | 約 23 万円 | 約 13 万円 | 約 70 万円 |
| 専門学校   | 約 7 万円  | 約 17 万円 | 約 16 万円 | 約 59 万円 |

**給付型奨学金の給付額** 住民税非課税世帯の学生の場合

学生生活を送るための生活費として、日本学生支援機構から、原則毎月給付されます。

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、2/3 又は 1/3 の支援額となります。

|                    | 国公立                    |          | 私立                     |          |
|--------------------|------------------------|----------|------------------------|----------|
|                    | 自宅生                    | 自宅外      | 自宅生                    | 自宅外      |
| 大学<br>短期大学<br>専門学校 | 29,200 円<br>(33,300 円) | 66,700 円 | 38,300 円<br>(42,500 円) | 75,800 円 |
| 高等専門学校             | 17,500 円<br>(25,800 円) | 34,200 円 | 26,700 円<br>(35,000 円) | 43,300 円 |

生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額になります。

**手続****高校生**

給付型奨学金は、進学する前年の4月下旬から、高校等を通じて日本学生支援機構へ申し込みます。授業料等減免は、入学時に、進学先の大学等に申し込みます。

**大学生**

給付型奨学金は、年2回、4月と9月に、在学中の大学等を通じて日本学生支援機構に申し込みます。このとき、併せて、在学中の大学等に授業料等減免の申し込みができますが、受付期間が学校によって異なるため、学校の窓口等に確認してください。

**お問い合わせ**

文部科学省 高等教育の修学支援新制度ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

日本学生支援機構 奨学金ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

**・日本学生支援機構の諸学金（海外留学・協定派遣）【大学/給付】**

日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（専攻科を含む。なお第2年次以下を対象とするものを除く。）または専修学校（専門課程）が、在籍している学生を、諸外国の高等教育機関との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の学校（以後、「派遣先校」と言います。）に31日以上1年以内の期間派遣するプログラムを実施する場合、そのプログラムを支援し、資格・要件を満たす学生に奨学金を支援する制度です。

**給付月額** 月額：6～10万円

**手続** 対象学生の資格・要件や申請方法等のお問い合わせは、日本の在籍校をお願いします。

**・日本学生支援機構の奨学金（貸与型）【大学/貸付】**

優れた学生・生徒で経済的理由により修学が困難な人に学資を貸与します。

**利用できる人**

国内の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒が対象です。第一種と第二種で選考基準が異なります。

**奨学金貸与月額****1. 第一種奨学金（無利子）令和2年度以降入学者**

| 区分             |        | 自宅通学           | 自宅外通学         |
|----------------|--------|----------------|---------------|
| 大学             | 国公立    | 20,000～45,000  | 20,000～51,000 |
|                | 私立     | 20,000～54,000  | 20,000～64,000 |
| 短大             | 国公立    | 20,000～45,000  | 20,000～51,000 |
|                | 私立     | 20,000～53,000  | 20,000～60,000 |
| 大学院            | 修士課程相当 | 50,000～88,000  |               |
|                | 博士課程相当 | 80,000～122,000 |               |
| 高等専門学校         | 国公立    | 10,000～45,000  | 10,000～51,000 |
|                | 私立     | 10,000～53,000  | 10,000～60,000 |
| 専修学校<br>（専門課程） | 国公立    | 20,000～45,000  | 20,000～51,000 |
|                | 私立     | 20,000～53,000  | 20,000～60,000 |

高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、貸与を受けられる月額の上限額が制限されます。詳細は日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

**2. 第二種奨学金（利息付）**

| 区分                                  | 貸与月額           |
|-------------------------------------|----------------|
| 大学・短期大・専修学校（専門課程）<br>・高等専門学校（4・5年生） | 20,000～120,000 |
| 大学院（修士課程・博士課程）                      | 50,000～150,000 |

法科大学院、私立大学医・歯学課程、獣医学及び薬学課程については、奨学生の希望に応じて、上記の最高金額に下記の増額分を加えた貸与月額を受けることができます。

医・歯学課程 月額4万円、薬・獣医学課程 月額2万円、法科大学院 月額4万円又は7万円

**入学時特別増額**

第一種奨学金（無利息）または第二種奨学金（利息付）に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する利息付の奨学金（5種類の額から自由に選択）で、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだけれども利用できなかった世帯の学生・生徒を対象とする制度です。

入学時特別増額だけの貸与はできません。また、入学前の貸与ではありませんので、ご注意ください。

**返還について**

貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。

**手続**

日本学生支援機構の奨学金申込みは学校を通じて行います。

奨学金の申込み手続きについては在学している学校の指示にしたがってください。  
なお、進学前に奨学金の予約をする制度（予約採用）があります。現在、在学している学校へお問い合わせください。

**・あしなが育英会の奨学金【高校・大学/給付・貸付】**

病気や災害（道路での交通事故を除く）もしくは自死（自殺）などで保護者等が死亡又は重度後遺障害者となった家庭で、経済的に苦しく教育費に困っている家庭の子どもに奨学金（無利子貸与＋給付）を交付します。

**種類**

| 奨学金            | 月額                               |                                    |
|----------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 高等学校・高等専門学校奨学金 | 国公立                              | 45,000 円<br>(内貸与25,000円・給付20,000円) |
|                | 私立                               | 50,000 円<br>(内貸与30,000円・給付20,000円) |
| 大学・短期大学奨学金     | 一般                               | 70,000 円<br>(内貸与40,000円・給付30,000円) |
|                | 特別                               | 80,000 円<br>(内貸与50,000円・給付30,000円) |
| 専修・各種学校奨学金     | 70,000 円 (内貸与40,000円・給付30,000円)  |                                    |
| 大学院奨学金         | 120,000 円 (内貸与80,000円・給付40,000円) |                                    |

| 入学一時金      | 貸与額                       |
|------------|---------------------------|
| 私立学校入学一時金  | 高校 300,000 円・大学 400,000 円 |
| 大学等進学仕度一時金 | 400,000 円                 |

**返還**

奨学金の貸与部分は、交付が終了して6か月後から20年以内に、年に1回(12月)、半年に1回(12月と6月)、または毎月返還のうち、いずれかの方法で返還していただきます。

入学一時金、進学仕度一時金の返還は、奨学金返還と同時にさせていただきます。

**手続**

申請書を学校かあしなが育英会から取り寄せ、あしなが育英会に直接提出してください。

**お問い合わせ**

一般財団法人あしなが育英会 学生事業部奨学課 電話番号 0120-77-8565  
ホームページ <http://www.ashinaga.org/>

**・国の教育ローン（教育一般貸付）【高校・大学/貸付】**

学校納付金（入学金・授業料・施設設備費）、受験にかかった費用、在学のため必要となる住居費用、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用などの資金を必要とされる人へ日本政策金融公庫が貸付をする制度です。

**利用できる人**

次の学校に入学・在学される人の保護者等（所得制限があります）

- ・高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部
- ・短期大学、大学、大学院
- ・専修学校、各種学校、予備校、デザイン学校など

- ・外国の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院など
- ・その他職業能力開発校などの教育施設

学校によっては、一定の要件を満たす必要があります。

**貸付金額**

学生・生徒一人につき 350 万円以内

**返済期間**

15 年以内

交通遺児家庭及び母子・父子家庭等は金利の低減や返済期間を延長する優遇制度が利用可能

**お問い合わせ**

教育ローンコールセンター 電話番号 0570-008656  
月曜日～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時 日曜日、祝日、年末年始を除きます



## 7. 養育費のこと

### ・養育費等法律相談事業

ひとり親家庭の父母等の生活の安定のため、離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を無料でお受けします。

#### 利用できる人

養育費等法律相談を希望する市内在住、在勤、在学の人。

#### 相談内容（1人40分以内）

養育費・離婚・親権・面会交流・慰謝料・財産分与等に関すること。

#### 申し込み方法

以下の窓口へ直接ご相談または電話にてご連絡ください。

（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

#### 窓口及び相談日時

| 窓口（会場）      | 電話番号         | 相談実施日   | 相談時間・定員                     |
|-------------|--------------|---------|-----------------------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 毎月第3火曜日 | 午後1時30分<br>～午後2時10分         |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 | 毎月第3木曜日 | 午後2時20分<br>～午後3時            |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 | 毎月第3水曜日 | 午後3時10分<br>～午後3時50分<br>各回3人 |

上記開設日時等は、変更となる場合があります。

相談内容と当日の弁護士の職務とが利益相反になる場合（既に相手方の依頼を受任しているなど）は、相談者の利益を保護するとともに、公平な回答を確保するため、相談日を変更していただくことがあります。

### ・養育費に関する公正証書等作成支援補助金

ひとり親家庭の養育費に関する取決めを促進し、継続した履行を確保するため、養育費に関する公正証書等を作成した人に補助金を交付します。

#### 利用できる人

以下の要件の全てを満たす、市内在住のひとり親家庭の親

- ・養育費の取決めに係る債務名義（公正証書等）を有している者であること。
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者であること。
- ・過去に同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと。  
債務名義…債権の存在、範囲を公的に証明した文書のこと

#### 補助の対象となる経費

- ・公証人手数料（養育費に関する部分のみ）
- ・調停の申立てや訴訟に要する収入印紙代（養育費に関する部分のみ）
- ・家庭裁判所や、公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得費用・郵便切手代

#### 補助額

対象経費の全額（上限5万円）

#### 申し込み方法

以下の窓口へ直接ご相談または電話にてご連絡ください。

（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

#### 窓口及び受付時間

| 窓口          | 電話番号         | 受付時間         |
|-------------|--------------|--------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 平日 午前9時～午後5時 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 |              |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 |              |

津久井保健センターでも相談をお受けします（火曜日のみ）。希望される人は、事前に緑子育て支援センターへご連絡ください。

### ・養育費保証促進補助金

ひとり親家庭の親が養育費を確実に受け取るため、民間の保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用を補助します。

#### 利用できる人

以下の要件の全てを満たす、市内在住のひとり親家庭の親

- ・児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること。
- ・養育費の取決めに係る債務名義（公正証書等）を有している者であること。
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者であること。
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者であること。
- ・過去に同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと。  
債務名義…債権の存在、範囲を公的に証明した文書のこと。

#### 補助の対象となる経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

#### 補助額

対象経費の全額（上限5万円）

**申し込み方法**

以下の窓口へ直接ご相談または電話にてご連絡ください。

(受付時間：平日 午前9時～午後5時)

**窓口及び受付時間**

| 窓口          | 電話番号         | 受付時間         |
|-------------|--------------|--------------|
| 緑子育て支援センター  | 042-775-8815 | 平日 午前9時～午後5時 |
| 中央子育て支援センター | 042-769-9221 |              |
| 南子育て支援センター  | 042-701-7700 |              |

津久井保健センターでも相談をお受けします(火曜日のみ)。希望される人は、事前に緑子育て支援センターへご連絡ください。

**・養育費相談支援センター 【厚生労働省委託事業】**

養育費と面会交流は子どもの健やかな成長を支える車の両輪です。

養育費相談支援センターでは、養育費と面会交流について電話やメールによる相談を受け付けています。(法律相談ではなく、手続きについて相談を受け付けています。)

電話相談 03-3980-4108 (ご希望によりセンターから電話をかけ直します)

0120-965-419 (携帯電話とPHSは使えません)

平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時

水曜日 午後0時～午後10時

土曜日・祝日 午前10時～午後6時

振替休日はお休みです。

メール相談 info@youiku.or.jp 相談員が数日中に回答を送信します。

相談から一週間程経過しても回答が届かない場合はセンターに電話でお問い合わせください。

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。離婚後、子を監護していない親に対して、養育費の支払いの責務が法律にも明記されています。

**8. 医療費のこと****・ひとり親家庭等医療費助成事業**

ひとり親家庭等の父、母又は養育者及び児童が、医療機関等で受診した場合の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、重度障害者医療費助成制度の該当者及び生活保護受給者は対象となりません。また、入院時食事療養標準負担額、高額療養費・附加給付金などの健康保険給付分及び他の医療給付制度を受けられる医療費は除きます。

**利用できる人**

次の各号のいずれかに該当し、健康保険に加入している人(被保険者、組合員又は被扶養者)です。

1. ひとり親家庭の父又は母及び児童
2. 父母が死亡した又は監護しない児童とその養育者
3. 配偶者に一定以上の障害がある者と、その者が監護する児童

注1. 児童とは、次の各号に該当する人です。

1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人
2. 20歳未満で市の定める程度の障害の状態にある人
3. 20歳未満で市の定める学校(高等学校等)に在学している人

注2. ひとり親家庭とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいいます。

1. 父又は母が死亡した児童
2. 父母が婚姻を解消した児童
3. 父又は母が重度の障害の状態にある児童
4. 父又は母の生死が明らかでない児童
5. 父又は母が1年以上遺棄している児童
6. 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで懐胎した児童
9. 父・母とも不明である児童(孤児など)

**所得制限**

申請者(父、母又は養育者)、申請者の配偶者や生計を同じくする扶養義務者の前々年の所得が限度額以上である場合は、助成の対象となりません。なお、申請者の配偶者や扶養義務者の所得限度額は申請者と異なります。

**手続**

健康保険証の写し、戸籍謄本、申請者及び扶養義務者等の個人番号確認書類、身元確認書類、その他状況に応じた書類（お問い合わせください。）を持って窓口へ。（各子育て支援センター（城山・津久井・相模湖・藤野地域を含む）・各区民課（中央区は転入時のみ）・まちづくりセンター（大沢・城山・津久井・相模湖・藤野・大野北・田名・上溝・大野中・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林）・各出張所）

児童扶養手当が支給されている人、又は申請中の人は戸籍謄本を省略できます。

**担当**

子育て給付課 電話番号 042-704-8908

**・小児医療費助成事業****利用できる人**

健康保険に加入している、0歳から中学3年生までの子ども

**内容**

医療機関で受診した場合の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度の該当者及び生活保護受給者は対象となりません。また、入院時食事療養標準負担額、高額療養費・附加給付金などの健康保険給付分及び他の医療給付制度を受けられる医療費は除きます。

| 助成内容 | 対象年齢          | 通院（診療など）              | 通院（調剤） | 入院   |
|------|---------------|-----------------------|--------|------|
|      | 0歳～<br>小学校6年生 | 全額助成                  | 全額助成   | 全額助成 |
|      | 中学校<br>1～3年生  | 1回あたり500円<br>を超える額を助成 | 全額助成   | 全額助成 |
|      | 市民税非課税        | 全額助成                  |        |      |

500円は医療機関等の窓口でお支払いいただきます。

500円以下の場合、その額をお支払いください。（助成はありません。）

**所得制限**

1歳児以上の子どもを養育する人の所得が限度額未満である場合に、助成の対象となります。0歳児には所得制限はありません。

**手続**

子どもの健康保険証の写し、申請者及び配偶者等の個人番号確認書類、身元確認書類を持って窓口へ。（各子育て支援センター（城山・津久井・相模湖・藤野地域を含む）・各区民課（中央区は転入時のみ）・まちづくりセンター（大沢・城山・津久井・相模湖・藤野・大野北・田名・上溝・大野中・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林）・各出張所）

転入等で相模原市において課税がなく（＝判定対象となる所得の翌年の1月1日時点で相模原市外に住所を有していた方）個人番号（マイナンバー）による所得情報の照会を希望されない場合は、税証明書が必要となります。

**担当**

子育て給付課 電話番号 042-704-8908

**・高額療養費の支給**

医療機関や薬局の窓口で支払った額（差額ベッド代などの保険適用外のものや、入院時の食事代は含みません。）が、1か月（月初～月末）で一定の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

加入している医療保険ごとに申請方法が異なります。詳しい内容については、相模原市国民健康保険コールセンター（電話番号 042-707-8111）や各医療保険へお問い合わせください。

**・入院時食事代の減額**

入院の場合は、1食につき460円の負担がありますが、市民税非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示することで食事代を減額することができます。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示できず、通常の負担額を支払ったときは、差額の支給申請ができます。

**手続**

加入している医療保険ごとに申請方法が異なります。詳しい内容については、相模原市国民健康保険コールセンター（電話番号 042-707-8111）や各医療保険へお問い合わせください。

## 9. 住宅に関すること

### ・県営住宅の優遇扱い

一般世帯向住宅への申し込みの際に一般の申し込みの人より新築住宅で7倍、あき家住宅で5倍に当選率が高くなるよう優遇措置があります。

#### 利用できる人

1. 戸籍上配偶者がなく、20歳未満の子の親権がある母親又は父親
2. 所得制限あり（世帯人員で違います。）

#### 募集時期

毎年5月・11月（新築及びあき家）県のたより等をよくお読みください。  
テレホンサービス 電話番号 045-201-8300  
（一般社）かながわ土地建物保全協会（電話番号 045-201-3673）

#### 申込書配布場所

県央地域県政総合センター、県央地域県政総合センター（津久井合同庁舎内）  
市営住宅課・広聴広報課、各区役所・まちづくりセンター（橋本・中央6地区・大野南を除く）・出張所・連絡所等

### ・市営住宅の優遇扱い

母子家庭、父子家庭の世帯は、入居者選考の際、優遇措置があります。

#### 利用できる人

1. 戸籍上配偶者がなく、20歳未満の子を扶養している世帯
2. 所得制限あり（世帯人員で違います。）

#### 募集時期

年2回、5月と11月に募集を予定しています。  
広報さがみはら及び市ホームページでお知らせします。

#### 申込書配布場所

市営住宅課、広聴広報課、各区役所・まちづくりセンター（橋本・中央6地区・大野南を除く）・出張所・連絡所等

#### お問い合わせ

市営住宅課 電話番号 042-769-8256

### ・あんしん賃貸支援事業

高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯等の入居をサポートする神奈川県居住支援協議会の事業です。

家賃や所在地など登録された情報については、「かながわあんしん賃貸住宅検索システム」から閲覧することが出来ます。

（<http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/bukken/index.html>）

また、住まい探しをお手伝いいただける「協力不動産店」を探すこともできます。

#### 利用できる人

住まい探しにお困りの高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯であって、民間賃貸住宅の家賃を安定して支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる人（居住支援を受けることによって自立することが可能な人を含みます）。

**お問い合わせ** 建築・住まい政策課 電話番号 042-769-9817

## 10. 仲間づくり・施設優待

### ・一般社団法人 相模原市ひとり親家庭福祉協議会

相模原市ひとり親家庭福祉協議会「あじさいの会」は相模原市内のひとり親家庭及び寡婦等により組織し、会員の生活及び教養文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に活動しています。 会費は年間 500 円です。

#### 会の主な事業

#### 1. 慶弔給付事業（会員期間が6か月以上の人に適用）

- (1) 会員の子どもが小学校又は中学校に入学するとき図書カード(2,000円)を贈呈
- (2) 会員が疾病にかかりまたは負傷し7日以上入院した場合療養見舞金として5,000円を支給
- (3) 会員が77歳に達した時祝金として5,000円を贈呈
- (4) 会員が死亡した時死亡弔慰金として5,000円を支給

#### 2. 母と子のつどい

夏に大型バスを利用しひとり親家庭の親と子のつどいを開催します。  
(一部負担金を徴収)

#### 3. 日帰り旅行

日帰り旅行を行い会員の親睦を深めます。(一部負担金を徴収)

#### 4. 映画・観劇助成

会員が映画・演劇・コンサート・スポーツ・博物館など観賞・観戦した場合入場料の一部を助成します。(世帯あたり年度内2回限り)

助成の対象 世帯あたり同一年度・同一日に観賞したもの(ひとり親家庭のみに限る・寡婦は本人のみ対象)

助成 1人500円の図書カード

申請 入場券の半券をご持参のうえ事務局へ請求するか、申請書と半券を事務局あてにご郵送下さい。

請求は会員期間中に観賞したもので、観賞等をしてから6か月以内に請求しないと無効になります。また、会員期間中の請求に限ります。

#### 5. 生活資金の貸付（会員期間が1年以上で、現に児童を扶養している人に適用）

最高20,000円まで無利子で貸付しています。  
返済期間は貸付をしてから3か月間です。

#### 6. 生活支援講習会・情報交換会

育児、健康づくり等の講習会や情報交換会を実施します。

#### 7. その他の取組

- ・会報「さがみはらあじさいの会」を発行します。
- ・検定試験検定料の助成

#### お問い合わせ

ひとり親家庭福祉協議会事務局（相模原商工会館新館4階）

電話番号 042-755-6612

ホームページ <http://sagami-ajisai.sakura.ne.jp/wp/>

### ・市立あじさい会館

所在地 中央区富士見 6-1-20

#### 交通

- ・JR横浜線相模原駅からバス...市民会館前または、市役所前下車
  - ・小田急線相模大野駅からバス...相模原警察署前下車
- (注:「南警察署前」で降りないでください)

#### 主な施設

母子・父子家庭のための施設: 第3和室

その他: 講習室、研修室、保育室、ホール、展示室、  
福祉関係団体及びボランティアのための施設

利用できる人 母子・父子家庭の人、ひとり親家庭福祉協議会会員など

利用時間 母子・父子家庭のための施設は、午前9時～午後5時

#### 休館日

12月28日～1月3日(年末年始)その他施設保守の為に休館することがあります。

お問い合わせ あじさい会館 電話番号 042-759-3963

### ・市立あじさい会館南分室

所在地 南区相模大野 6-22-1 (南保健福祉センター内)

交通 小田急線相模大野駅徒歩10分

主な施設 母子・父子家庭のための施設: 情報交換ルーム

**利用できる人** 母子・父子家庭の人、ひとり親家庭福祉協議会会員など

**利用時間** 母子・父子家庭のための施設は、午前9時～午後5時

#### 休館日

12月28日～1月3日（年末年始）その他施設保守の為休館することがあります。

**お問い合わせ** 南ボランティアセンター 電話番号 042-765-7085

### ・市立あじさい会館緑分室

**所在地** 緑区西橋本5-3-21（緑区合同庁舎内）

**交通** JR横浜線橋本駅南口下車徒歩10分

**主な施設** 母子・父子家庭のための施設：情報交換ルーム

**利用できる人** 母子・父子家庭の人、ひとり親家庭福祉協議会会員など

**利用時間** 母子・父子家庭のための施設は、午前9時～午後5時

#### 休館日

12月28日～1月3日（年末年始）その他施設保守の為休館することがあります。

**お問い合わせ** 緑ボランティアセンター 電話番号 042-775-1761

### ・相模原市施設利用優遇扱い

ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、次の施設の使用料を優遇します。

#### 利用できる人

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭、及び養育家庭

#### 利用できる施設

相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはら（施設観覧料の全額）

相模原市立博物館（プラネタリウム及び全天周映画の観覧料の全額）

相模原市民ギャラリー（自主企画展等観覧料の全額）

相模原麻溝公園ふれあい動物広場（ポニー乗馬料の全額：小学生以下のみ対象）

#### 利用方法

各施設で医療証などひとり親家庭等であることが証明できるものを受付に提示してください。なお、所得制限などで医療証が発行されていない人は施設利用証を発行します。各子育て支援センターにお問い合わせください。

## 11. 交通遺児のために

### ・公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部

交通事故にあたり、起こしたりして困っている人は、お気軽にご相談ください。弁護士が親切に相談にのります。（予約制・面談制・30分以内無料の法律相談。ただし、刑事処分・行政処分についてのご相談はお取り扱いできませんので、別のご案内になります。）損害賠償額などで相手方と話し合いがつかないときは、公正中立な立場で双方の話を聞く、無料示談あっ旋の制度もごさいます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

#### お問い合わせ

1. 相模原相談所 電話番号 042-769-8230

相模原市中央区役所市民相談室内（市役所本館1階）

毎週月曜日（祝日を除く）午後1時30分から午後4時

2. 相模大野相談所 電話番号 042-749-2171

相模原市南区役所市民相談室内（市南区合同庁舎3階）

毎月第3月曜日（祝日を除く）午後1時30分から午後4時

3. 橋本相談所 電話番号 042-775-1773

相模原市緑区役所市民相談室内（シティ・プラザはしもと6階）

毎月第1金曜日（祝日を除く）午後1時30分から午後4時

その他、横浜、川崎、小田原、横須賀、座間に相談所があります。

### ・独立行政法人 自動車事故対策機構の事業

自動車事故の被害者や交通遺児等を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。また、交通事故に起因する悩み事に応じて相談窓口を案内する『NASVA 交通事故被害者ホットライン』を開設しています。

電話番号 0570-000738（土曜日・日曜日・祭日、年末年始を除く）

午前10時～正午 午後1時～午後4時

I P 電話からは 03-6853-8002 にお電話ください。

#### お問い合わせ

NASVA 総務部総務グループ 電話番号 03-5608-7560

ホームページ <https://www.nasva.go.jp/>

## ・公益財団法人 交通遺児等育成基金

自動車事故により死亡した者の遺族である児童及び自動車事故により重度後遺障害が残った者の子弟である児童の生活基盤の安全を図るため、「交通遺児育成基金事業」、「交通遺児等支援給付事業」の二つの事業を行っています。

### お問い合わせ

公益財団法人 交通遺児等育成基金  
電話番号 0120-16-3611 平日午前9時から午後5時

## ・交通遺児への激励金・見舞金

かながわ交通遺児等援護基金により、激励金・見舞金等として給付しています。

### 利用できる人

交通事故等（鉄道・船舶・航空機等交通機関の運行上の事故を含む）によって保護者が死亡または重度の障害となった20歳未満の子を含む世帯

### 支給額

#### 1. 激励金

小学校入学時、中学校入学時、中学校卒業時、高校卒業時のそれぞれに50,000円支給します。

#### 2. 見舞金

事故当時、県内に在住しており、労働災害見舞金の給付を受けていない世帯に対して、100,000円を給付します。

お問い合わせ 相模原市社会福祉協議会 電話番号 042-756-5034

## ・公益財団法人 交通遺児育英会の奨学金

保護者が道路上の交通事故が原因で死亡又は重度後遺障害のため、経済的に就学が困難になった子どもが、高等学校、大学等に進学する支援として、奨学金を無利子で貸与（一部給付あり）します。

### お問い合わせ

公益財団法人 交通遺児育英会奨学課  
電話番号 0120-521286 平日 午前9時から午後5時30分（5/2除く）

## ・一般財団法人 道路厚生会 交通遺児修学資金支援事業

東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路において、交通事故により亡くなられた人の遺児で、経済的理由から修学困難な高校生等を対象として、返済の必要のない修学資金の給付を行っています。

また、修学資金の援助を受けながら高校学校等を卒業した遺児には、卒業祝金を給付しています。なお、他の団体等から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも給付いたします。

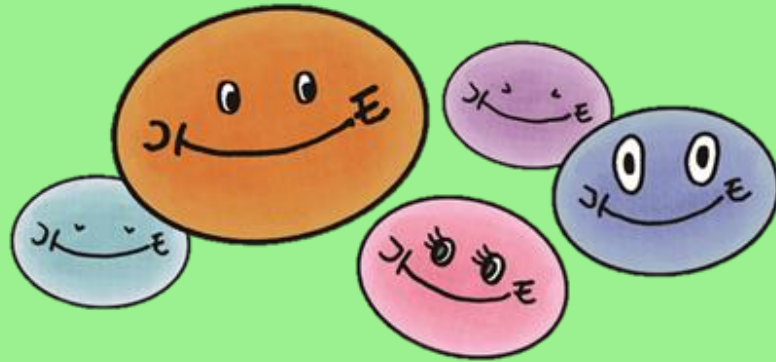
### お問い合わせ

一般財団法人 道路厚生会 交通遺児修学資金給付係  
電話番号 03-6674-1761 平日 午前9時30分から12時 午後1時から5時









「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(内閣府)

ロゴマーク



はなたん

相模原市子育て応援イメージキャラクター